

官報

號外

昭和四年三月十五日 金曜日

內閣印刷局

第五十六回 帝國議會 衆議院議事速記録第三十二號

昭和四年三月十四日(木曜日)午後一時三十分開議

議事日程 第三十一號

昭和四年三月十四日

午後一時開議

- 第一 (第一號) 昭和四年度歲入歲出總豫算追加案
- 第二 (特第一號) 昭和四年度特別會計歲入歲出豫算追加案
- 第三 日本興業銀行法中改正法律案 (政府提出)
- 第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
- 第五 國際汽船株式會社ノ整理ニ關スル法律案 (政府提出)
- 第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
- 第七 大禮堂室博物館復興贊會事業費ノ補助ニ關スル法律案 (政府提出)
- 第八 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
- 第九 關稅定率法中改正法律案 (政府提出)
- 第十 大正十三年法律第二十四號中改正法律案 (裕澤品等ノ輸入稅ニ關スル件) (政府提出)
- 第十一 右各案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
- 第十二 造幣局特別會計法中改正法律案 (政府提出)
- 第十三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

- 第十四 米穀需給調節特別會計法中改正法律案 (政府提出)
- 第十五 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
- 第十六 特許法中改正法律案 (政府提出)
- 第十七 實用新案法中改正法律案 (政府提出)
- 第十八 意匠法中改正法律案 (政府提出)
- 第十九 商標法中改正法律案 (政府提出)
- 第二十 勞働者災害扶助法案 (政府提出)
- 第二十一 關稅定率法中改正法律案 (政府提出)

- 第二十二 大正九年法律第五十三號中改正法律案 (關稅法等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ關スル件) (政府提出)
- 第二十三 肥料管理法案 (政府提出)
- 第二十四 肥料管理特別會計法案 (政府提出)
- 第二十五 酒造組合法中改正法律案 (政府提出)
- 第二十六 資源調查法案 (政府提出、貴族院送付)
- 第二十七 陪審法中改正法律案 (政府提出)
- 第二十八 船舶職員法中改正法律案 (政府提出)
- 第二十九 無線電信法中改正法律案 (政府提出)
- 第三十 衆議院議員選舉法中改正法律案 (二見甚卿君外一名提出)
- 第三十一 家祿賞典祿給與未濟ニ關スル法律案 (石井次郎君外五名提出)
- 第三十二 質屋取締法中改正法律案 (鬼丸義齋君提出)
- 第三十三 古物商取締法中改正法律案 (鬼丸義齋君提出)
- 第三十四 刑法中改正法律案 (牧野賤男君外二名提出)
- 第三十五 借家法中改正法律案 (小久江美代吉君外二名提出)
- 第三十六 恩給法中改正法律案 (山下谷次君外一名提出)
- 第三十七 道路法中改正法律案 (菅野善右衛門君提出)
- 第三十八 町村有建物火災保險相互組合法案 (岩崎一高君外十六名提出)
- 第三十九 遠洋漁業獎勵法中改正法律案 (案原耕君提出)
- 第四十 違警罪即決例中改正法律案 (一松定吉君外二名提出)
- 第四十一 工場法中改正法律案 (千葉三郎君外五名提出)
- 第四十二 勞働組合法案 (鈴木文治君提出)
- 第四十三 刑ノ執行又ハ拘留ニ關スル補償ニ關スル法律案 (宮古啓三郎君外九名提出)
- 第四十四 陪審法中改正法律案 (橫山勝太郎君外三名提出)
- 第四十五 衆議院議員選舉法中改正法律案 (小久江美代吉君外四名提出)

- 第四十六 衆議院議員黨籍變更ニ關スル法律案 (小久江美代吉君外四名提出)
- 第四十七 牧野法案 (中島鵬六君外一名提出)
- 第四十八 健康保險法中改正法律案 (西尾末廣君提出)
- 第四十九 國定教科書官給法案 (樋口秀雄君外六名提出)
- 第五十 耕地整理法中改正法律案 (三輪市太郎君外十二名提出)
- 第五十一 農會法中改正法律案 (三輪市太郎君外十二名提出)
- 第五十二 行政執行法中改正法律案 (一松定吉君外四名提出)
- 第五十三 膠州灣舊租借地引渡ニ關スル條約實施ニ伴フ損害ノ補償ニ關スル法律案 (小谷節夫君外三名提出)
- 第五十四 辯護士法中改正法律案 (岡本實太郎君外六名提出)
- 第五十五 司法代書人法中改正法律案 (坂本志魯雄君外三名提出)
- 第五十六 未成年者飲酒禁止法中改正法律案 (星島二郎君外六名提出)
- 第五十七 未成年者飲酒禁止法中改正法律案 (田中養達君外六名提出)
- 第五十八 樺太ニ衆議院議員選舉法施行ニ關スル法律案 (沖島錄三君外二名提出)
- 第五十九 樺太ニ衆議院議員選舉法施行ニ關スル法律案 (小池仁郎君外五名提出)

○副議長(清瀬一郎君) 諸般ノ報告ヲ致サセマス

〔書記官朗讀〕

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
京都帝國大學ニ小兒保健衛生研究所設置ニ關スル建議案

提出者

磯部 清吉君
淺石 惠八君
水島彦一郎君

鈴木吉之助君
倉元 要一君

宮崎縣五箇瀬川改修ニ關スル建議案

提出者

矢野 力治君

宮崎縣美々津漁港修築ニ關スル建議案

提出者

矢野 力治君

宮崎縣島野浦漁港修築ニ關スル建議案

提出者

矢野 力治君

宮崎縣振漁港修築ニ關スル建議案

提出者

矢野 力治君

宮崎縣福良漁港修築ニ關スル建議案

提出者

矢野 力治君

外客誘致ニ關スル建議案

提出者

野田 俊作君
石坂 豐一君
耶馬溪ヲ中心トスル國立公園設定ニ關スル建議案

提出者

久恒 貞雄君
平賀 周君

提出者

成清 信愛君

一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ

提出者

(以上三月十三日提出)

人造絹絲ト天然絹絲ニ關スル再質問主意書

提出者

(以上三月十三日提出)

〔左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲茲ニ掲載ス〕

一昨十三日常任委員補選結果左ノ如シ

第二部選出

懲罰委員

補闕

本田英作君 (作田高太郎君)

第五部選出

懲罰委員

補闕

第六部選出

懲罰委員

補闕

一昨十三日理事補選結果左ノ如シ

豫算委員

理事

坂東幸太郎君 (理事一宮房治郎君二月二十八日委員辭任ニ付其ノ補闕)

船船職員法中改正法律案(政府提出)外一件委員

理事

小山倉之助君 (理事福田五郎君今十三日委員辭任ニ付其ノ補闕)

一昨十三日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

衆議院議員選舉法中改正法律案委員

粕谷 義三君
藤沼 庄平君
松實喜代太君
井上 孝哉君
青木雷三郎君
中谷 貞賴君
三浦 數平君
高木 正年君
原 夫次郎君
戸澤民十郎君
深水 清君
作田高太郎君
龜井貫一郎君
沼田嘉一郎君

製鹽地整理ニ關スル法律案委員

吉木 陽君
竹内 鳳吉君
櫻井兵五郎君
岡本賢太郎君
堤 清六君

一昨十三日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ

船船職員法中改正法律案外一件委員

辭任齋藤 巖君 補闕木村 清治君

辭任福田 五郎君 補闕小山倉之助君

肥料管理法外一件委員

辭任矢野 力治君 補闕陰山 貞吉君

○副議長(清瀬一郎君) 是ヨリ會議ヲ開キマス

故ヲ以テ副議長宛議長辭任ノ申出ガアリマシタ、仍テ副議長ハ内閣總理大臣ヲ經テ此旨ヲ奏上致シマシタノデアリマス、只今内閣總理大臣ヨリ副議長宛元田議長ノ辭任ハ「願ニ依リ衆議院議長ヲ免ス」トノ通牒ニ接シマシタ、仍テ是ヨリ議長候補者ノ選舉ヲ行ハナケレバナリマセヌ、此際便宜ノ爲メ暫時休憩致シマス

午後一時三十七分休憩

午後三時三十七分開議

○副議長(清瀬一郎君) 休憩前ニ引續キ會議ヲ開キマス、是ヨリ議長候補者ノ選舉ヲ行ヒマス

議長候補者ノ選舉

○副議長(清瀬一郎君) 選舉ニ先立ッテ一言申上ゲマス、此選舉ノ手續ハ總テ先例ニ依リマス、尙ホ念ノ爲メ申上ゲマスレバ、衆議院規則第四條ニ依リマス、投票ハ無名投票デアリマス、サウシテ候補者三名ヲ連記致スコトニ相成テ居リマス、諸君ノ御手許ニ配付シテアリマス所ノ投票用紙ニ、候補者ノ氏名ヲ連記サレマシテ、木札ノ名刺ヲ添ヘテ御持參ヲ願ヒマス、是ヨリ點呼ヲ命ジマス

〔書記官氏名ヲ點呼ス〕

○副議長(清瀬一郎君) 投票漏ハアリマセヌカ、投票漏ハアリマセヌカ、投票漏ナシト認メマス、投票漏閉鎖——開匣

〔書記官投票及名刺ノ數ヲ計算ス〕

○副議長(清瀬一郎君) 御報告申上ゲマス、投票總數ハ四百六十六アリマス、名刺ノ數モ四百六十六アリマス、即チ符合致シテ居リマス、本投票ノ過半數ハ二百四十四アリマス——是ヨリ投票ノ點檢ヲ命ジマス

〔書記官投票ヲ讀上ク〕

○副議長(清瀬一郎君) 床次竹太郎ト記載シタル投票ガ一票アリマス、是ハ先例モアルコトデアリマスカラ、議長ニ於テハ床次

竹二郎君ノ投票トシテ有效ト認メマス、大ニ堀切善次郎ト記載シタル投票ガ一票アリマス、此分ハ院議ニ諮リマス、之ヲ堀切善兵衛君ノ投票トシテ有效ト認ムルニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシノ聲起ル〕

○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナシト認メマス、有效ト致シマス

〔書記官投票ヲ讀上フ繼續ス〕

○副議長(清瀬一郎君) 選舉ノ結果ヲ書記官長ヨリ報告致サセマス

〔中村書記官長朗讀〕

〔拍手起ル〕

二百三十八點 川原 茂輔君

二百三十九點 小泉又次郎君

二百四十點 橫山金太郎君

二百四十一點 堀切善兵衛君

二百四十二點 堀切善兵衛君

二百四十三點 堀切善兵衛君

二百四十四點 堀切善兵衛君

二百四十五點 堀切善兵衛君

二百四十六點 堀切善兵衛君

二百四十七點 堀切善兵衛君

二百四十八點 堀切善兵衛君

二百四十九點 堀切善兵衛君

二百五十點 堀切善兵衛君

二百五十一點 堀切善兵衛君

二百五十二點 堀切善兵衛君

二百五十三點 堀切善兵衛君

二百五十四點 堀切善兵衛君

二百五十五點 堀切善兵衛君

二百五十六點 堀切善兵衛君

二百五十七點 堀切善兵衛君

二百五十八點 堀切善兵衛君

二百五十九點 堀切善兵衛君

二百六十點 堀切善兵衛君

二百六十一點 堀切善兵衛君

二百六十二點 堀切善兵衛君

二百六十三點 堀切善兵衛君

二百六十四點 堀切善兵衛君

二百六十五點 堀切善兵衛君

二百六十六點 堀切善兵衛君

二百六十七點 堀切善兵衛君

二百六十八點 堀切善兵衛君

二百六十九點 堀切善兵衛君

二百七十點 堀切善兵衛君

二百七十一點 堀切善兵衛君

二百七十二點 堀切善兵衛君

二百七十三點 堀切善兵衛君

二百七十四點 堀切善兵衛君

二百七十五點 堀切善兵衛君

二百七十六點 堀切善兵衛君

二百七十七點 堀切善兵衛君

二百七十八點 堀切善兵衛君

二百七十九點 堀切善兵衛君

二百八十點 堀切善兵衛君

二百八十一點 堀切善兵衛君

井口延次郎君	井上 孝哉君	武藤 七郎君	內田 信也君	平井信四郎君	平出喜三郎君	村上 國吉君	紫安新九郎君
井出繁三郎君	池內 廣正君	內野辰次郎君	上埜安太郎君	廣岡守一郎君	廣瀨 爲久君	鶴澤 宇八君	海野 數馬君
池田 龜治君	今井 健彦君	上塚 司君	植原悅二郎君	匹田 銳吉君	肥田 琢司君	內ヶ崎作三郎君	白田 久內君
飯村 五郎君	生田 和平君	野田 俊作君	熊谷 巖君	久恒 貞雄君	森 蟲起君	野田文一郎君	野中 徹也君
板谷 順助君	出井 兵吉君	熊谷 直太君	久山 知之君	森 恪君	森 正則君	野田 嘉六君	則元 由庸君
原 惣兵衛君	鳩山 一郎君	久原房之助君	國枝捨次郎君	森田 政義君	森本 千吉君	栗原彦三郎君	工藤 鐵男君
秦 豐助君	濱田 國松君	郡谷照一郎君	倉元 要一君	望月 圭介君	鈴木 英雄君	黑金 泰義君	山田 又司君
八田 宗吉君	著本 太吉君	工藤十三雄君	葛原 猪平君	鈴木 隆君	鈴木 五六君	山田 道兒君	山田 毅一君
英 義彦君	林 路一君	山本 唯次君	山本悌二郎君	鈴木 安孝君	砂田 重政君	山邊 常重君	山本 厚三君
西岡竹次郎君	西方 利馬君	山口 義一君	山本榮太郎君	菅原 傳君	井本 常作君	山崎傳之助君	松田竹千代君
西村 茂生君	堀切善兵衛君	山口 恒太郎君	山口忠五郎君	須之内品吉君	石塚 三郎君	八木 逸郎君	松尾 四郎君
星島 二郎君	土井 權大君	山口 義一君	山崎 猛君	飯塚 剛一君	飯塚春太郎君	松本 源治君	松村 謙三君
富田 八郎君	豐田 收君	山崎 達之輔君	山下 谷次君	飯塚 知信君	一宮房治郎君	松本 忠雄君	枘谷 寅吉君
大澤寅次郎君	大口 喜六君	矢野 鉦吉君	矢野 晋也君	池田 敬八君	原 脩次郎君	前田房之助君	枘谷 寅吉君
大崎 清作君	小川 平吉君	矢野 力治君	安原仁兵衛君	伊禮 肇君	原 田佐之治君	牧山 耕藏君	藤澤幾之輔君
小野寺 章君	岡田 忠彦君	松本 君平君	松本孫右衛門君	原 夫次郎君	濱口 雄幸君	町田 忠治君	藤旗元太郎君
岡田伊太郎君	岡田 謙三君	松村 光三君	松浦五兵衛君	林 平馬君	西脇 晉君	藤田 若水君	降旗元太郎君
若宮 貞夫君	渡邊 德助君	松岡 俊三君	松野 鶴平君	坂東幸太郎君	本田 恒之君	深水 清君	小泉 次郎君
加藤 知正君	加藤久米四郎君	松田 三德君	松實喜代太君	西村丹治郎君	戶田 由美君	小坂 清藏君	小橋 一太君
加藤 鑛五郎君	川口 義久君	牧野 賤男君	松野 良三君	戶井 嘉作君	戶田 幸次郎君	小坂 順造君	木橋 三郎君
川島正次郎君	川原 茂輔君	前田 米藏君	松谷 音三君	戶澤民十郎君	富田 幸次郎君	小池 仁郎君	木橋 三郎君
河上 哲太君	蔭山 貞吉君	藤沼 庄平君	藤井 達也君	小野 重行君	小保 政一君	海老澤爲次郎君	寺島 權藏君
柏谷 義三君	上條 信君	福井 甚三君	二神 駿吉君	小峰 滿男君	小久江美代君	田 昌君	安信邦太郎君
金光 庸夫君	金澤安之助君	小谷 節夫君	木暮武太夫君	小山倉之助君	小川郷太郎君	安達 謙藏君	淺川 浩君
龜割 安藏君	菅野善右衛門君	兒玉 右二君	青木雷三郎君	大野 敬吉君	大西 正幹君	佐藤 正君	佐藤 與一君
吉津 度君	吉植庄一郎君	青木 精一君	青山 憲三君	岡本 實太郎君	岡本 幹輔君	佐藤 啓君	佐竹 庄七君
吉木 陽君	橫堀治三郎君	安藤 正純君	赤尾藤吉郎君	川崎安之助君	川崎 則昭君	櫻內 辰郎君	櫻內 幸雄君
橫山 泰造君	高橋 光威君	秋田 清君	有馬 秀雄君	奧山 龜藏君	川崎 克君	櫻井兵五郎君	齋藤 隆夫君
高橋金治郎君	高橋熊次郎君	東 武君	佐々木久二君	河西豐太郎君	勝田 永吉君	齋藤太兵衛君	柵瀬軍之佐君
高山 長幸君	田邊 熊一君	佐々木長治君	佐々木平次郎君	神田 正雄君	神部 爲藏君	作田高太郎君	澤本 與一君
竹內友治郎君	竹內 鳳吉君	佐藤安之助君	佐竹直太郎君	加藤 鯛一君	橫山勝太郎君	木村 秀興君	岸 衛君
竹下 文隆君	立川 太郎君	坂本志魯雄君	坂井 大輔君	橫山金太郎君	高木 益太郎君	三宅 磐君	三浦 虎雄君
胎中楠右衛門君	武田德三郎君	齊藤藤四郎君	木村 清治君	高木 正年君	高橋元四郎君	清水留三郎君	清水德太郎君
丹下茂十郎君	玉野 知義君	木本主一郎君	岸田 正記君	高田 正年君	高島 兵吉君	斯波 貞吉君	下元鹿之助君
多田 勇雄君	津雲 國利君	宮古啓三郎君	宮澤 裕君	田中 萬達君	田中 隆三君	重松 重治君	定塚門次郎君
中村 亨君	中村 龜君	宮脇 長吉君	宮川 一貫君	田中 養達君	田中 隆三君	平川松太郎君	一松 定吉君
中島 守利君	中島 鵬六君	三浦 數平君	三井 忠造君	武內 作平君	武富 濟君	廣瀬 德藏君	比佐 昌平君
中川原貞機君	中橋德五郎君	水島彦一郎君	水久保甚作君	賴母木桂吉君	谷口源一郎君	森田 茂君	森保 祐昌君
中谷 貞賴君	中野 猛雄君	島田 俊雄君	嶋居 哲君	土屋清三郎君	堤 康次郎君	栗山 博君	鈴木憲太郎君
中山 貞雄君	鳴海文四郎君	庄司 良朗君	庄 晋太郎君	中村 鐵男君	中村啓次郎君	菅原 英伍君	鈴木太事君
名川 侃市君	成清 信愛君	清水 銀藏君	篠原 和市君	中崎 俊秀君	中野 正剛君	杉浦 武雄君	末松偕一郎君
永田 良吉君	向井 俊雄君	志賀和多利君	平賀 閑君	永田善三郎君	永井柳太郎君	岩切 重雄君	原田 十衛君

千葉 三郎君 大竹 貫一君

太田信治郎君 奥村 千藏君

鬼丸 義齋君 河上丈太郎君

河崎助太郎君 龜井貫一郎君

田崎 信藏君 田中 善立君

檀野 禮助君 鶴見 祐輔君

堤 清六君 武藤 山治君

久野 尊資君 藤原 米造君

小泉策太郎君 小山邦太郎君

小寺 謙吉君 河野 正義君

安部 磯雄君 淺原 健三君

水谷長三郎君 椎尾 辨匡君

守屋 榮夫君 鈴木 文治君

井坂 豐光君 原 耕君

花城 永渡君 本多貞次郎君

床次竹二郎君 東郷 實君

沼田嘉一郎君 大内 暢三君

小野 寅吉君 高島 順作君

瀧 正雄君 津崎 尚武君

長島 隆二君 能谷五右衛門君

藏園三四郎君 眞鍋 勝君

二見 甚郷君 寺田 市正君

崎山 武夫君 岸本 康通君

志村清右衛門君 志波安一郎君

森 肇君 清瀨 一郎君

○副議長(清瀨一郎君) 只今御報告申シマシタ通り、選舉ヲ必要ト致シマスル三名ノ候補者中、他ノ二名ハ得票過半數ニ達セラレタ者ガアリマセヌ、仍テ茲ニ衆議院規則第八條ニ依リマシテ決選投票ヲ行ハネバナリマセヌ、決選投票ハ小泉又次郎君、横山金太郎君、堀切善兵衛君、此四名ノ中デ二名ダケヲ記載シテ、木札ノ名刺ト共ニ御持參アラントヲ望ミマス

〔此時演壇ノ左右ニ左ノ掲布ヲ爲セリ〕

決選投票者氏名

小泉又次郎君 横山金太郎君

堀切善兵衛君 堀切善兵衛君

○副議長(清瀨一郎君) 是ヨリ點呼ヲ命ジマス

〔書記官氏名ヲ點呼ス〕

○副議長(清瀨一郎君) 投票漏ハアリマセヌカ—投票漏ナシト認メマス—投票漏

閉鎖—開匣

〔書記官投票及名刺ノ數ヲ計算ス〕

○副議長(清瀨一郎君) 投票總數ハ三百九十五デアリマス、名刺ノ數モ亦三百九十五デアリマシテ、雙方符合致シテ居リマス、是ヨリ投票ノ點檢ヲ命ジマス

〔書記官投票ヲ讀ムク〕

○副議長(清瀨一郎君) 決選投票ノ氏名ノ中ニ入ラザル人ノ名前ヲ書イタ投票ハ此處ニハ票アリマス、是ハ決選投票ニ入ラザル人ノ名前ハ抹消シ、其他ノ名前ヲ有效トシテ取扱ヒマス、向ホ此處ニ投票用紙ノ背面ニ氏名ヲ記載シタモノガアリマス、是モ有效ト致シマス、唯此處ニ決選投票ニ入ラザル氏名ノミヲ書イタモノガアリマス、是ハ無効ト致シマス、向ホ此處ニ議員ノ氏名ヲナクシテ、文章ヲ書イタモノガアリマス、是ハ無論無効ト致シマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

〔書記官投票ノ讀上ヲ繼續ス〕

○副議長(清瀨一郎君) 投票ノ結果ヲ書記官長ヨリ報告致サセマス

〔中村書記官長朗讀〕

〔拍手起ル〕

二百三十六點 堀切善兵衛君

百六十四點 小泉又次郎君

十四點 横山金太郎君

十二點 堀切善兵衛君

○副議長(清瀨一郎君) 即チ決選投票ノ結果ニ依リマシテ、堀切善兵衛君、小泉又次郎君ノ御兩君ガ議長候補者ニ當選セラレマシタ(拍手起ル)

〔參照〕

議長候補者選舉決選投票者氏名左ノ如シ

石射文五郎君 石坂 養平君

石坂 豐一君 岩崎 一高君

岩本 武助君 岩川 與助君

磯部 尚君 磯部 清吉君

磯野 庸幸君 伊藤仁太郎君

伊坂秀五郎君 伊原五郎兵衛君

井口延次郎君 井上 孝哉君

井出繁三郎君 池内 廣正君

池田 龜治君

飯村 五郎君

板谷 順助君

原 惣兵衛君

泰 豐助君

八田 宗吉君

英 義彦君

西岡竹次郎君

西村 茂生君

星島 二郎君

富田 八郎君

大澤寅次郎君

大崎 清作君

小野寺 章君

岡田伊太郎君

若宮 貞夫君

加藤 知正君

加藤 謙五郎君

川島正次郎君

河上 哲太君

粕谷 義三君

金光 庸夫君

龜割 安藏君

吉津 度君

吉木 陽君

横山 泰造君

高橋金治郎君

高山 長幸君

田邊 七六君

竹内友治郎君

竹下 文隆君

胎中楠右衛門君

丹下茂十郎君

多田 勇雄君

中村 亨君

中島 鵬六君

中橋徳五郎君

中野 猛雄君

鳴海文四郎君

成清 信愛君

向井 倭雄君

内田 信也君

上埜安太郎君

今井 健彦君

生田 和平君

出井 兵吉君

鳩山 一郎君

濱田 國松君

箸本 太吉君

林 路一君

西方 利馬君

堀切善兵衛君

土井 權大君

豐田 收君

大口 喜六君

小川 平吉君

岡田 忠彦君

沖島 謙三君

渡邊 徳助君

加藤久米四郎君

川口 義久君

川原 茂輔君

蔭山 貞吉君

上條 信君

金澤安之助君

菅野善右衛門君

吉植庄一郎君

横堀治三郎君

高橋 光威君

高橋熊次郎君

田邊 熊一君

田子 一民君

竹内 鳳吉君

立川 太郎君

武田徳三郎君

玉野 知義君

津雲 國利君

中村 颯君

中川原貞機君

中谷 貞頼君

中山 貞雄君

名川 侃市君

永田 良吉君

武藤 七郎君

内野辰次郎君

上塚 司君

植原悦二郎君

熊谷 巖君

久山 知之君

國枝捨次郎君

倉元 要一君

葛原 猪平君

山本悌二郎君

山本条太郎君

山口忠五郎君

山口 猛君

山下 谷次君

矢野 力治君

松本 君平君

松村 光三君

松岡 俊三君

松田 三徳君

牧野 賤男君

前田 米藏君

藤沼 庄平君

福井 甚三君

小谷 節夫君

兒玉 右二君

青木 精一君

安藤 正純君

秋田 清君

東 武君

佐々木長治君

佐藤安之助君

坂本志魯雄君

齋藤藤四郎君

木本主一郎君

宮古啓三郎君

宮脇 長吉君

三輪市太郎君

三浦 數平君

水島彦一郎君

島田 俊雄君

庄司 良朗君

清水 銀藏君

志賀和多利君

平井信四郎君

廣岡宇一郎君

匹田 銳吉君

野田 俊策君

熊谷 直太君

久原房之助君

郡谷照一郎君

工藤十三雄君

山本 唯次君

山本 慎平君

山口 義一君

山口恒太郎君

山崎達之輔君

矢野 晋也君

安原仁兵衛君

松本孫右衛門君

松浦五兵衛君

松野 鶴平君

松實喜代太君

牧野 良三君

榎谷 晋三君

藤井 達也君

二神 駿吉君

木暮武太夫君

青木雷三郎君

青山 憲三君

赤尾藤吉郎君

有馬 秀雄君

佐々木久二君

佐々木平次郎君

佐竹直太郎君

坂井 大輔君

木村 清治君

岸田 正記君

宮澤 裕君

富川 一貫君

三土 忠造君

三井 徳實君

水久保甚作君

嶋居 哲君

庄 晋太郎君

藤原 和市君

平賀 周君

平出喜三郎君

廣瀬 爲久君

肥田 琢司君

第二 (特第一號) 昭和四年度特別會計
 歳入歳出豫算追加案
 報告書
 一 (特第一號) 昭和四年度特別會計歳入
 歳出豫算追加案
 右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
 候此段及報告候也
 昭和四年三月十三日
 委員長 堀切善兵衛
 衆議院議長元田肇殿
 [堀切善兵衛君登壇]
 ○堀切善兵衛君 只今議題「トナ」テ居リマ
 スル兩案ノ委員會ニ於ケル審査ノ經過並結
 果ニ付キ御報告申上ゲマス、先ヅ右兩案ノ
 極ク簡單ナル説明ヲ致シマスレバ、東京帝
 室博物館ハ大正十二年ノ大震災ノ厄ニ罹リ
 タル儘、今日ニ及ンデ居ルノデアリマス、
 然ルニ茲ニ 今上陛下御即位ノ御大禮ヲ記
 念シ奉ル爲メ、大禮記念帝室博物館復興翼
 贊會ガ組織セラレマシテ、之ヲ以テ帝室ノ
 文化的事業ヲ翼賛シ奉ル計畫ガ出來タノデ
 アリマス、其經費ハ約八百五十萬圓ヲ以テ、
 帝室博物館ヲ復興シテ、之ヲ帝室ニ獻スル
 ル計畫デアリマス、内五百萬圓ハ之ヲ全國
 有志者ノ寄附ニ俟テ、三百五十萬圓ハ之ヲ
 政府ノ補助ニ依ラントスルノデアリマス、
 最モ時宜ニ適シタル計畫ト認メ、又民間ノ
 寄附ハ確實ノ見込デアリマスカラ、前記ノ
 金額ヲ昭和四年度追加豫算トシテ要求シタ
 ノデアリマス、是レ即チ追加豫算案第一號
 デアリマス、右追第一號ノ財源ハ、之ヲ造
 幣局資金ニ屬シテ居リマス現金ヲ以テ充當
 スルコト、致シマシタノデ、之ガ爲メ右資
 金ヲ一般會計ニ繰入ノ爲ニ、造幣局特別會
 計ニ於テ、歳出ノ追加豫算ヲ要スルノデア
 リマス、是レ即チ特第一號追加豫算案デア
 リマス、豫算委員會ニ於キマシテハ、大藏
 大臣ノ説明ヲ聽取致シマシタル後、兩案ハ極
 メテ時宜ニ適シタルモノト認メ、全會一致

ダル方ニ調節スル效力ノ無イモノデハナイ
 カト云フヤウナコトヲ言フ論者ガアルノデ
 アル、私ハ一向其途ニ暗ウゴザイマスカラ
 分リマセヌガ、兎モ角モ事實ニ於テハ、只
 今申上デマシタヤウナ風ニ、第一回モ第二
 回モ餘リ功績ガナカタ、第三回目ニ至テ
 僅ニ效果ガアツタヤウニ思ハレマスガ、ドウ
 モ此法律ヲ作ッタ時ニ御互ガ期待シテ居ッタ
 ヤウナ成績ハ舉ラヌヤウナ氣ガスル、サウ
 シテ見マスルト云フト、此米穀法ノ生命ト
 モ申スベキ數量ノ調節ニ付テ、根本の事實
 ノ相違ヲ求シタ、今度ハ價格ノ調節ト云フ
 コトニ付テ——尤モ三回位ノ試ミデアリマ
 スカラ、是カラ度々ヤッテ見ナケレバ分ラヌ
 カモ知レマセヌガ、兎ニモ角ニモ餘リ成績
 ガ舉ラナイヤウナ感ジガ致シマス、ソコデ
 今度果シテ此調節ニ向ッテ、政府ガ出動セ
 レルノカドウカ分リマセヌガ、假ニ出動セ
 ラレルモノトシテ、私ハ出動セラレルモノ
 ト思フ、出動セラレルモノトシテ、茲ニ御
 尋シテ置キタイコトハ、之ニ依テ現在ノ米
 價ガ安イカラ、之ヲモット高クスルト云フノ
 ガ目的デアリマセウカ、是ヨリハ下ゲナイヤ
 ウニ、此處デ堤防デ抑ヘテ行カウト云フノ
 ガ目的デアリマセウカ、其何方デアルカト
 云フコトヲ、此際承ッテ置キタイ、ト云フノ
 ハ別ニ責任ヲ問フ譯デハアリマセヌケレド
 モ、若モ之ヲ上ゲル爲デアルト云フコトデ
 アルナラバ、之ヲ實行シテ上ラナカタ時ニ
 ハ、多少責任ヲ取ッテ戴カナケレバナラヌ、
 若モ喰止メルト云フ目的デアッタナラバ、喰
 止ッテ初メテ鼻ヲ高クシテ宜シイ、兎モ角モ
 此事ヲ明ニ伺フコトガ出来マズレバ、吾々
 モ安心スルコトガ出来、政府當局モ其責任
 ヲ正シウスルコトガ出来ヤウト私ハ思フ、
 (「簡單々々」ト呼フ者アリ)モウ一ツデアリ
 マス、第三ニ御尋シタイコトハ、此米穀法
 實施以來、ハ委員會ニ於テ御配リニナツ
 書類デアリマスガ、既ニ缺損トシテ五千六
 百何十万圓、約五千七百万圓ト云フモノハ
 既ニ缺損勘定ニナツテ居リマス、ソレカラ其
 缺損勘定ハ唯政府ノ帳面ニ載セタメケノ缺
 損デ、ソレ以上明瞭ニ缺損シテ居ルコトハ

明デアリマス、ソレハ追書ニモ書イテアリマスガ、昨年末ニ米ノ買換ヲ爲サレタ、確カ四十七万石ガ八万石、五十万石近イト思ヒマスガ、其御買換ニナシタ時ノ缺損額ガ餘程アルノデアリマス、ソレカラ又昨年中倉へ仕舞テ居ラレル間ニ、色々品々「カスレ」ガアル、取テ置キマスト蟲モ附キマシタラウシ、數量モ自然ニ減ルノデアリマス、兎ニモ角ニモ一番大キナコトハ買入レタ時ヨリモ今日ノ價格ハ遙ニ下ッテ居リマス、ソレデスカラ其差額モ非常ナ數字ニ上ッテ來ヤウト思フ、少クトモ私ノ想像スル所デハ、七千万圓以上ノ缺損ト云フモノガ既ニ生ジテ居ルノデアリマス、今迄ニ七千万圓以上ノ缺損ト云フモノハ確ニアルト思ヒマスガ、政府ノ御勘定ハ幾ラニナリマスカ、之ヲ一ツ何ッテ置キタイ(簡單々々「謹聴」ト呼フ者アリ)而モ私ノ懸念ニ堪ヘマセヌコトハ、既ニ米穀法ノ運用上、政府ガ借入レテ居リマス金ハ一億四千万圓アル、其利息ダケデモ八百萬圓以上ノ金ヲ拂ハナケレバナラヌ、毎日二千万圓以上ノ金ヲ、吾々ハ此法律ノ爲ニ損ヲシツ、アルノデアリマス、只今申上デマシタ七千万圓ノ缺損ハ別ニ致シマシテ、斯ウ云フコトハ詰ラヌコトデハアリマセウガ、簡單ナド、云フ言葉モアリマセウケレドモ、其事ヲ御話申上デテ居リマス間ニ、今日只今利息ダケデ何千万、何百万、何十萬圓ノ損ヲシテ居ル、誰ガ何ト言ハウト、一億四千万圓ニ對シテ五分五厘ノ利率ヲ乗ケテ割出スト、小學校ノ生徒ニモ分ル、兎ニモ角ニモ此缺損額ト云フモノハ莫大ナモノデアリマス、前カラ繰返シテ申上デマシタ通り、是ハ別ニ只今ノ當局ガドウトカ斯ウトカ言フ意味デハアリマセヌ、週ニ申シマスルト、私共モ當局ノ片端デアッタ、故ニ其責任ヲ感スルノデアリマス、諸君モ之ニ協賛ヲ與ヘタノデアリマスケレバナラヌト私ハ思フ、決シテ責任ヲ問フトカ何トカ云フ、ソナナケナ考デ私ハ申上ゲルノデハナイ、政府モ此法律ヲ根本的ニ、改メタイト仰シヤルノデアリマスカ

ラ、至極私モ同感デアリマスルケレドモ、ソレニ付キマシテモ

〔此時發言スル者多シ〕

○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス

○田中隆三君(續) 吾々ノ考ヘテ居リマスルコトヲ忌憚ナク申上デマシテ、御互ニ此問題ヲ十分ニ研究シテ、國家國民ノ爲ニ幸福アレカシト思フカラ申上ゲルノデアアル、只今大藏大臣ノ御説明中ニモ、運用額ガ少クナツタカラシテ、此實力ヲ發揮スルニ足ラナイト云フヤウナ御言葉ガアリ、又取敢ズ七千万圓ヲ増加シテ應急ノ手段ヲ執ルト云フヤウナ御言葉モアリ、私ノ心配スルコト、總テ一致シテ居ルヤウニ思ハレマスルケレドモ、茲ニ念ノ爲ニ、最後ニ當局ノ御考ヲ伺ッテ置キタイコトガアル、ソレハ所謂大藏大臣モ言ハレル通り、只今デハ五千万圓内外ノ餘力ガアルノデゴザイマセウ、併ナガラ一億四千何百萬圓ト云フモノガアリマスカラシテ、ソレヲ差引キマシタ二億圓カラノ餘格ガ五千万圓ハゴザイマセウ、ゴザイマセウケレドモ、只今申上ゲル通り、モウ實際今日只今時々刻々拂フベキ利子モアリマスレバ、役人ニ拂ハナケレバナラヌ所ノ俸給モアリマセウ、費用モアリマセウ、連モ此五千万圓ト云フモノハ、本當ノ實際ニ此法律ヲ運用スル運用資金ニナリ得ナイ、ソレ等モ是等ヲ見マスルト云フト、約三千万圓位ノモノハ、現在ノ金デモ、所謂此出動シ得ベキ餘力ト見ルコトガ出來ヤウト思フ、ソレニ只今ノ七千万圓ヲ加ヘマシルト云フト、一億圓ニ達スル金ハ是ハ出動シ得ベキ金、或ハ此米穀法ノ運用ニ向ッテ、働キテ現ハスコトノ出來ル金ニナラウト思フ、ソレデアリマスルカラシテ、今日ノ此改正案ト云フモノハ、法律の二言ヘバ、法文第何條ノ二億圓ト云フ文字ヲ二億七千万圓トスルト云フコトデアリマスルケレドモ、之ヲ政治的ニ、又實際的ニ申シマスレバ、茲ニ一億圓ノ働キテ現ハスコトノ出來ル資金ヲ備ヘテ、此米穀法ノ運用ヲ試ミヤウ、斯ウ云フコトニアラウト思フ、法文ハドウデアラウガ、法文ニ何億ト書イテアッテモ、

其何億ハ損シテ飛ンデシマッテ居レバ、ソレハ空ノモノデアリマス、兎ニモ角ニモ實際ニ茲ニ一億ト云フ金ヲ備ヘテ、一時應急的ノ手段ヲシヤウ、一億圓ヲ見セビラカシテ、ソレデ以テ米穀市場ヲ睨ツケルダケデモ、或ハ目的ヲ達スルカモ知レヌ(拍手)更ニ進ンデ、所謂米ヲ買入レラレマシテ、サウシテ値段ヲ引上ゲタル云フヤウナコトモ其方法デアアルカモ知レマセス、當局ハ責任ヲ以テ爲サレルノデアリマスルカラ、ソナナ所マデ私ハ彼此レ申上ゲルノデアリマセヌケレドモ、此目的ハ資金ガ二億何千万ナケレバナラヌト云フコトガ目的ニハアラズシテ、此七千万圓ト三千万圓ト合シテ一億圓ヲ以テ、茲ニ何等カノ應急施設ヲシヤウト云フノガ、結局現在ニ於ケル此法案提出ノ御趣旨デアラウト私ハ思フノデアリマスカレドモ、其點ヲモウ少シ明ニシテ置イテ戴キタイト云フノガ、私ノ最後ノ質問デアリマス、是限リデ止メマスカラ何卒、甚ダ失禮致シマシタ(拍手)

〔國務大臣山本悌二郎君登壇〕

○國務大臣(山本悌二郎君) 田中君ノ御尋ニ御答致シマス、第一ノ御尋ハ米ヲ一面ニ於テハ大ニ獎勵ヲ致シテ其產出ヲ増加セシムルト云フ方針ヲ執ッテ居ルガ是ハ米穀法ノ精神ト矛盾スルモノデアリナカト云フ御尋デアッタヤウデアリマス、現在ノ狀況ヲ申シマスルト、マダ「米ハ決シテ有リ餘ル」ドコロデハナイノデアリマシテ、内地ノ産額、朝鮮臺灣ヨリノ移入等ヲ合算致シマシテモ、需要額ニ對シテ尙ホ若干ノ不足ヲ生ジテ居ルト云フ狀態デアリマス、二百万石位ハ矢張外國米ニ不足ヲ補ハナケレバナラヌト云フヤウナ狀態ニ在ルノデアリマシテ、決シテダブツイテハ居ラヌノデアリマシテ、然ラバ價格ハドウシテ時ニ依テ下落スルカト申シマスレバ、ソレハ季節關係デ、主トシテ季節關係ニ依テ斯様ナ變調ノ事ガ起ルト私共ハ見テ居ルノデアリマス、カハラ、ソレヲ調節スル方法ヲ講ジナケレバナラヌト思ウテ居ルノデアリマス、此後ノ國家ノ政策トシテハ、多々益、產米ノ増加ヲ

獎勵致サナケレバナラヌト思ウテ居リマスルノデ、現ニソレガ今日ノ人口食糧問題委員會ノ議題ニモナッテ居ルノハ、田中君モ御承知ノ通りデアリマス、私共ハ、田中君モ御承知ノ通り增加ニ伴フデ產米ノ増殖モ圖ラナケレバナラナイ、併ナガラ季節的ニ、一時ニ米ガ市場ニ現レテ、之ガ爲ニ價格ノ低落ヲ來スト云フ其點ニ對シテハ、米穀法並ニ其他ノ方法ヲ以テ之ヲ救済スル途ヲ開カナケレバナラヌト思ウテ居ルノデアリマスカ、ソレカラ次ニハ調節ノ效果ガ全カラナカッタデハナイカト云フ御尋ガアリマシタ、即チ昭和二年九月、十一月、並昭和三年ノ三回ニ互ル所ノ買上ガ效果ガナカッタデハナイカト云フ御尋デアリマシタガ、當局ト致シテハ、是ハ相當ニ效果ガアツタモノト信ジテ居リマス、段々ト數字ノ御話モアリマシタガ、之ニ付キマシテハ委員會等ニ於テ尙ホ詳シク申述ベル機會モアラウト思ヒマスルガ、大體カラ申シマスレバ、二年ノ豐作ノ後ヲ承ケテ、米價ガ非常ナ暴落ヲ來スベキ形勢ニアツタノヲ、此調節ニ依テ之ヲ喰止メルコトガ出來テ、少クトモ、激落デナクテ、漸落ノ形勢ニ導イテ、行クコトガ出來タト云フコトハ、此即チ買上調節ノ效果ナリト當局ハ信ジテ居ルノデアリマスカ(拍手)固ヨリ米ヲ買上ゲル場合ニ於キマシテ、時價ヲ以テ買ゲルト云フコトガ、米穀法ノ命ズル所デアリマスカラシテ、連ニ其時ノ時價ト相違シタ高イ値段デ以テ買上ゲルト云フコトハ、是ハ出來ナイノデアリマスカ、隨テ御期待ノ如クニ、安イ其當時ノ米ヲ、三圓モ五圓モ連ニ米穀法ノ買上ノ力ニ依テ引上ゲルト云フコトハ出來モシナケレバ、又期待スベカラザルコトデアルト云フコトヲ御承知願ヒタイ、ソレカラ次ノ御尋ハ、今回若シ此法案ガ通過シテ、此増加資金ヲ運用スル場合ニ於テ、買上ヤルノデアアラウガ、其買上ハ、現在ノ米ノ價ノ低落ヲ防グト云フ程度ノモノデアアルカ、或ハ之ヲ引上ゲルト云フ積リデアアルカ、斯様ナ御尋デアリマシタガ、固ヨリ米穀法ニ依ル買上ハ、米價ノ調節デアリマシテ、安イト見

テ居リマス、此條約文中ニ何等憲法違反ト
吾々ハ考ヘテ居ル條項ハナイト信ジテ居ル
ノデアリマス、又其他今日此御批准奏請ヲ
殊更遲ラカシタト云フコトニ付テ、特ニ何
等カノ理由ガアルカ、斯ウ御尋デアリマス
ガ、其事ニ付テハ何等理由ハナイノデアリ
マス

〔此時「怠慢ダ」ト呼ビ其他發言スル者
多シ〕

○副議長 清瀬一郎君 御靜ニ願ヒマス
○國務大臣(男爵田中義一君)(續) 唯取急

イデ御批准ノ奏請ヲスル私ハ要バナイト存
ジマス、凡ソ條約ハ調印カラ御批准マデハ
大抵六箇月ハモウ最小限度デアリマス、今
日此事態ニ於テ日本ガ他ノ國ヨリ此御批准
ガ遅レタカト云フテ、決シテ私ハ日本ガ國
際的ニ疑ヲ受ケルコトハナイト信ジマス、
(拍手)又亞米利加國モ此點ニ於テハ能ク了
解サレテ居ル存ジマス(拍手)

〔小泉又次郎君登壇〕

○小泉又次郎君 只今總理大臣兼外務大臣
ノ御答辯ヲ拜聴致シマシタガ、私ノ質問ヲ
要旨ニハ觸レテ居リマセヌ、殊ニ其要旨ヲ
避ケントスルヤウナル、極メテ曖昧ナリ御
答辯デアリノデアリマス、私ハ此條約ノ批
准ガ此儘拜聴レタトシマス、國際上
不利益ヲ招クノデハナイカ、現在ニ於テ不
利ヲ招イテ居ルハ私ハ申上ゲナイノデア
リマス、既ニ調印ガ済ンデカラ半歳ヲ經タ
今日、尙未ダ批准ノ手續ヲ御達ビニナラヌ
ト云フノハ、何等カ其間ニ於テ特殊ノ理由
デモアルノデアリマスルカ

〔此時發言スル者多シ〕

○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○小泉又次郎君(續) 若シモ此壇上ニ於
テ、其理由ヲ御辯明ニナルコトガ出來ナイ
ト致シマス、何カ遲レタル理由ガナ
ケレバナラヌト私ハ考ヘルノデアリマス
(拍手)顧クハ外務大臣少シク冷靜ニシテ、
貴方ノ僞ヲラト思フノデアリマス、白耳義
國モ既ニ批准ヲ済ムダラウト云フコトハ、
只今ノ御答辯デ明瞭ニ相成テ居リマス、
若シモ白耳義國ガ濟ムト致シマス、殘テ
居ルノハ獨リ我ガ日本帝國ノミデアリマ
ス、若シモ今日迄ノ如ク、桂拜トシテ此儘
爲スコトガナク、何等ノ理由ナクシテ批准
ヲ遲レタリト致シマス、國際上、世界
ノ列國ヨリ疑ヲ招クト云フコトハ自然ノ結
果デアルト私ハ思ヒマス

〔此時發言スル者多シ〕

○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○小泉又次郎君(續) 其處ニ特殊ノ理由ガ
ナケレバナラヌ、ナケレバ何ガ故ニ今日迄
遲レテ居ルノデアリカ、其遲レタル理由如
何、其理由ガ此處デ言明ガ出來ルナラバ、
是ハ國家人民ノ爲ニ、此議會ヲ通ジテ、私
ハ此處デ明ニ御辯明アラント再ビ要求
スルノデアリマス(拍手)
〔國務大臣男爵田中義一君登壇〕

○國務大臣男爵田中義一君 今日迄御批
准ノ遲ビニ至リマセヌコトニ付キマシテ
ハ、何等特殊ノ理由ハアリマセヌ、唯、何故
ニ今日迄御批准ヲ奏請シナカッタカト云フ
御尋ニ對シマシテハ、私ハ必ジモ他ノ國ニ
急イデ、先立シテシナクモ宜シイ、十分之
ヲ慎重ニ致シテ宜シイト存ズルノデアリマ
ス(拍手)

○小泉又次郎君 此席ヨリ御許ヲ願ヒマス
○副議長(清瀬一郎君) 許シマス
〔此時發言スル者多シ〕

○副議長(清瀬一郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○小泉又次郎君 再度ノ御答辯ヲ拜聴致シ
マシタガ、頗ル曖昧ニシテ其要領ヲ得ナカ
タノデアリマス、政府ハ此條約ナルモノハ、
我が國體上ノ立場カラ憲法ニ重大ナル疑義
ヲ生ジタコトヲ悟リナガラ、唯徒ニ自己ノ
責任ヲ回避セントシテ、默然トシテ立ッテ之
ヲ斷行スルノ誠意ト覺悟ノナイト云フコト
ヲ、疑ハナケレバナラヌト思フノデアリマ
ス(拍手)私ハ尙ホ質問セントスル考ヲ持
テ居リマス、他ノ機會ヲ待テ、其機會
ニ於テ更ニ質問ヲ致シマス

○原憲兵衛君 更ニ此際日程第二十一乃至
第二十二ノ線上ダ議題トナシ、其審議ヲ進
メラレシコトヲ望ミマス

○副議長(清瀬一郎君) 原君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナシト呼
フ者アリ
○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、日
程第二十一及第二十二ハ同一委員ニ付託セラ
レタル議案デアリマス、仍テ一括議題トナ
スニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕異議ナシト呼フ者アリ
○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナシト認
メマス、日程第二十一、關稅定率法中改正法
律案、日程第二十二、大正九年法律第五
十三號中改正法律案ヲ一括シテ其第一讀會
ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス
委員長岸本康通君

第二十一 關稅定率法中改正法律案
(政府提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書
一關稅定率法中改正法律案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也
昭和四年三月八日
委員長 岸本 康通
衆議院議長元田肇殿
附帶決議
關稅定率法中改正法律案中木材關稅ニ關
スル點ハ其ノ細目ニ涉リ均衡ヲ失スルモ
ノナシトセズ依テ政府ハ速ニ調査ヲ遂ゲ
之ガ改正案ヲ次期ノ通常議會ニ提出スベ
シ

第二十二 大正九年法律第五十三號中
改正法律案(關稅法等ノ朝鮮ニ於ケ
ル特例ニ關スル件)(政府提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書
一 大正九年法律第五十三號中改正法律案
(關稅法等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ關ス
ル件)(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和四年三月八日
委員長 岸本 康通
衆議院議長元田肇殿

〔岸本康通君登壇〕

○岸本康通君 諸君、私ハ只今議題ニ供セラ
レマシタル關稅定率法中改正法律案外一件
ニ付キマシテ、特別委員會ノ經過及結果ヲ御
報告申上ゲマス、本案ハ直接國民生活ニ重
大ナル關係ヲ持テ居リマス、委員諸君
ニ於ケレマシテハ、極メテ熱心ナル質疑ガ
アリ、政府當局ニ於テモ懇切ナル御答辯ガ
アッタノデアリマス、而シテ本案ノ大要ハ、
木材外四品ノ關稅率ヲ改正セントスルモノ
デアリマス、就中木材ニ關スル關稅問題
ガ最も重要ナルモノデアリマス、此點
ニ付キマシテ、先ゾ御報告致シマス、政府
ノ說明ニ依リマシテハ、外國ヨリ我國ニ輸
入スル木材ニ對シテ關稅ヲ賦課セントスル
ハ、我が林業界ノ現狀並ニ外材輸入ノ情勢
ニ鑑ミ、此儘ニ推移スル時ハ國土保安上、
水源涵養上、又治水上ニモ惡影響ヲ招來ス
ルノミナラズ、我國木材ノ供給力ヲ減退
セシムル虞ガアルカラ、茲ニ林業保護ノ政
策ヲ確立スルコトハ、國家百年ノ長計トシ
テ最も必要ナルモノト認メ、政府ハ此際林
業ノ保護助長ニ一段ノ力ヲ致シ、造林ノ獎
勵並ニ森林利用ノ増進等ニ關スル諸方策ヲ
講ズルト同時ニ、關稅政策上、木材ノ關稅

率ヲ改正シテ、適當ニ之ヲ保護スルノ必要
ヲ認メタリト云フノデアリマス、而シテ關
稅ノ引上ハ木材ノ價格ガ騰貴セシメテ、國
民生活上ニ影響スルノ虞ガアリマスカラ、
引上ノ率ハ外材ノ輸入ヲ調節シ、材價ヲ適
當ニ維持安定セシメ、内地木材ニ對スル壓
迫ヲ緩和シ、以テ林業ノ伸張ヲ促ス程度ニ
止メタノデアリマス、故ニ其稅率ニハ深ク
意ヲ用ヒ、鉛筆用材、或ハ「パルプ」ノ用
材、包裝用ノ函板等ニ用ヒル原料材ハ無稅
ナルモノ、我國林業上ニ及ボス影響ノ最も重
ナルモノ、即チ針葉樹ニ屬スル杉、檜、樺
等ノ優秀材ニ對スルモノニ關シ、其製材ニ
ハ從價ニ割、原料トナル材ニハ從價一割
二分五厘ニ相當スル從價稅ヲ課スルコト、
シ、其他我國林業上ニ及ボス影響ノ少イ木
材ニハ、ソレニ準ジテ低率トナシテ居ル
デアリマス、要スルニ今日我林業ハ無制限
ナル外國材ノ輸入ニ依リ價格暴落シ、山林
地帶ニ住居スル民衆ハ非常ナル窮乏ニ陷
テ居リマス、延イテ森林ノ荒廢ヲ來ス虞ガ
アルカラ、助成政策ニ依テ林業ノ發達ヲ促
スト同時ニ、關稅政策ニ依テ、之ヲ保護ス
ル所ノ必要ヲ認メタル次第デアリト云フ
デアリマス、之ニ對シ委員會諸君ハ交々立ッ
テ質疑サレタノデアリマス、其詳細ハ速記
ニ依テ御覽ヲ願ヒマス、其中重要ナル
ル二三ノ點ヲ御紹介致シマス、第一原
材料、即チ資材ト認メテ居ル丸太材、及割
材ハ其價格ニ於キマシテ、非常ナル相違ガ
アル、其使途モ異ナリ居ル、故ニ全ク區別ス
ベキモノデアリマス、之ヲ同一ニ取
扱ヒ、同様ノ稅率トナシタルコトハ不公平
デアリ、故ニ丸太材ト割材トハ區別シテ課
稅スベキモノデアリト質問ガアリマシ
タ、之ニ對シ政府ノ答辯ハ、從來ノ定率法
ニ於テモ、丸太材ト割材トハ純粹ノ資材ト同
様ニ取扱フテ居ルノデアリカラ、今回ノ改正
案ニ於キマシテモ、板材、小角材、大角材、
資材ノ四ツニ區別シ、丸太材ト割材トハ同
一ノ下ニ取扱タモノデアリト云フ答辯デ
アリマシタ、第二ハ關稅ニ依テ林業ヲ保護
スルコトハ一時ノコトデ、根本的ノ林業
上ニ對スル政策ハドウデアリカ、特ニ森林
金融ノ問題、或ハ森林火災保險等ノ政策ハ
ドウデアリカト云フ質問ニ對シ、政府ノ答
辯ハ林政ニ關スル根本方針ハ、最も重大ナ
ル國策ニ屬シ、全國六割以上ノ面積ヲ有ス

ル森林アルニ拘ラズ、年々一億萬圓ノ外材ヲ輸入シ、正貨ノ流出ヲ見テ居ル如キハ、我國ノ林業ガ經濟的ニ觀察致シテ、合理的ニ組織サレテ居ラナイ結果デアリ、洵ニ遺憾ノコトデアリト考ヘテ居ル、故ニ政府ニ於キモシテハ、森林助成策ヲ執リ、森林金融、森林火災保險等ノ實現ニモ銳意努力スルノ決心デアリトコトデアリマス、第二、本案ノ實施ニ依テ内地木材ノ騰貴ニ伴ヒ、却テ濫伐ノ弊ヲ惹起セザヤト質問ニ對シ、政府ノ答辯ハ價格暴騰ノ際ニモ其傾向アリタルガ、此場合ニ於テハ其跡地ニ適當ノ植林、植樹ヲ爲スガ故ニ其弊害ハ少イテレドモ、價格ノ暴落ノ際ニ伐採スルモノハ、跡地ニ適當ナル植林ヲ爲サル傾向アリ、延イテ森林荒廢ヲ來ス虞アリト答辯デアリマス、其他國際貿易上ノ關係、金解禁問題、社會政策及木材ノ鐵道運輸關係等ニ互リ精密ナル質問カアリ、當局ヨリシレ、答辯ガアリマス、之ニ依テ討論ニ入りマシタガ、委員ノ太田信治郎君ヨリ九太材ト割材トヲ區別シ、割材ニ對シテハ每五立方「メートル」五圓五十錢、九太材ニ對シテハ每立方「メートル」二圓五十五錢ニ修正スベシトノ意見ヲ述ベラレマシタガ、採決ノ結果少數デアリマス、又委員前田房之助君ヨリ、本家中ノ木材關稅ニ關スル部分ヲ削除スベシトノ修正意見ガ提出サレマシタガ、是モ少數デアリマス、岩本委員ヨリ原案賛成說ガアリ、又岸本委員ヨリ「關稅定率法改正法律案」中木材關稅ニ關スル點ハ其細目ニ互リ均衡ヲ失スルモノナシトセズ、仍テ政府ハ速ニ調査ヲ遂ゲ之ガ改正案ヲ次ノ通常議會ニ提出スベシトノ附帶決議ヲ附シテ原案ヲ賛成スルトノ意見ヲ述ベ、政府ノ所見ヲ贊シタルニ、政府委員大田大藏政務次官ハ、御希望ニ付テハ篤ト諒承致シマシタ、政府ハ更ニ調査ヲ遂ゲマシテ御趣旨ニ副フヤウニ努メマス、答アリマス、仍テ原案ニ付テ採決ノ結果、四對四ニシテ同數デアリマス、次デ附帶決議モ右同様ニ可決致シマシタ、次デ附帶決議モ右同様ニ可決致シタル次第デアリマス、大正九年法律第五十三號中改正法律案、關稅法等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ關スル件ハ、全員一致ヲ以テ可決致シマシタ、次デアリマス、大要右様十次第デアリマスガ、特ニ此際委員長ト致シマシテ、原案ニ賛成シタル理由ヲ一言

致シマス、前申上ゲタ通り、本案ハ直接國民ノ實際生活ニ關スル問題デアリ、委員諸君ニ於ケレマシテモ、林業保護ガ最も緊要デアリト云フ根本趣旨ニ至テハ異論ノナキ所デ、又多數諸君ノ中ニハ山村ノ出身者ガ多ク、森林ノ現狀ハ十分御承知ノ事ト信ズルノデアリマス、全ク森林ノ荒廢如何ト云フコトハ直ニ國土保安ニ影響シ、氣候風土人情ノ上ニ最も重大ナル關係ヲ有シ、國民ノ堅忍持久、勤勞努力、國土愛ト云フヤウナ我國固有ノ醇風美俗ハ、多ク此等諸君タル森林ニ依テ培養助長サレテ居ル云フコトハ申ス迄モナイコトデアリマス、其他水源涵養上、或ハ治水、森林ノ各方面ニ及ボス影響ハ洵ニ甚大ナルモノデアリマス、古ノ明君或ハ宰相ハ、深ク意ヲ林政ニ致シマシテ、水ヲ治ムルハ山ヲ治ムルニ如カズト言ハレタコトハ、歴史ノ證明スル所デアリマス、吾人ハ朝鮮ヲ旅行致シマシタ、鐵道沿線ノ山ガ一本一草モ止メズ、荒廢セル山相ヲ呈シテ居リ、河川ハ涸渴シ、田圃ハ荒廢シテ居ル、此事實ヲ眺メマシテ森林保護ノ必要ヲ痛感シテ居ル次第デアリマス、仍テ林業ノ保護發達ト云フコトハ、國家トシテ深ク留意セザルベカラザル政策ノ一ツデアリト信ジマス、然ルニ近年外國木材ガ殆ド無制限ニ我國内ニ輸入サレ、内地ノ木材ハ非常ナル壓迫ヲ受ケマシテ、價格暴落ノ爲、當業者ノ疲弊困憊ハ勿論、全國領土ノ六割ヲ占ムル所ノ此山林ヲ中心トシテ生活スル所ノ山村一帶ノ住民ハ、直接生活ノ上ニ非常ナル脅威ヲ感ジテ居ル、接生生活ノ上ニ此現況ニ鑑ミマシテ、此際適當ナル關稅ヲ賦課スルコトハ、極メテ必要ナル事デアリト深ク信ジ原案ヲ賛成シタル次第デアリマス、併ナガラ關稅政策ハ極メテ複雜デアリ、國民生活ニ密接ナル關係ガアリ、當ニ注意ヲ要スルモノデアリマシタルカ、此改正案デハ、尙ホ未ダ十分目的ヲ達シナイ點ガアルカモ分ラナイ、故ニ其細目ニ涉リテハ權衡ヲ失スルモノガアルカモ分ラナイ、故ニ政府ハ調査ヲ遂ゲマシテ、次ノ議會ニ改正案ヲ提出セラレントノ附帶決議ヲ付シタル所以デアリマス、ドウカ滿場ノ諸君ニ於ケレマシテハ、此趣旨ノ下ニ御賛成アラントコトヲ特ニ希望スル次第デアリマス(拍手)

○副議長(清瀬一郎君) 本案ニ關シテハ討

論ノ通告ガアリマスガ、是ハ便宜上第二讀會ニ於テ許スコト、致シタイノデアリマス、兩案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナシト認メマス、兩案ハ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○原憲共衛君 直ニ兩案ノ第二讀會ヲ開カレントヲ望ミマス

○副議長(清瀬一郎君) 御異議アリマセヌカ

○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直ニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

關稅定率法中改正法律案 第二讀會

大正九年法律第五十三號中改正法律案 (關稅法等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ關スル件)

○副議長(清瀬一郎君) 勝正憲君外二名ヨリ兩案ニ對スル修正案ガ提出サレテ居リマス、此際其趣旨辯明ヲ許シマス——前田房之助君

關稅定率法中改正法律案ニ對スル修正案

右成規ニ據リ提出候也

昭和四年三月九日

提出者 勝 正憲 外二名

〔別紙〕

關稅定率法中改正法律案中左ノ通修正ス

「第六百十二號第一項已ヲ左ノ如ク改ム」

以下ヲ削ル

大正九年法律第五十三號中改正法律案ニ對スル修正案

右成規ニ據リ提出候也

昭和四年三月九日

提出者 勝 正憲 外二名

〔別紙〕

大正九年法律第五十三號中改正法律案中左ノ通修正ス

附則第二項、第三項及別表ヲ削ル

〔前田房之助君登壇〕

○前田房之助君 本案ニ對シマシテ修正案ヲ提出致シマス、即チ關稅定率法中改正法律案中左ノ通り修正致シマス、第六百十二號第一項已ヲ左ノ如ク改ム」以下ヲ削ル、大

正九年法律第五十三號中改正法律案中左ノ通り修正ス、附則第二項第三項及別表ヲ削ル、修正案提出ノ趣旨ヲ辯明致シマス、吾等ハ我國林業ノ現狀ヲ鑑ミマシテ、之ニ對シテ保護獎勵ノ與フル必要ハ切ニ認メテ居ルノデアリマス、併ナガラ今回ノ木材關稅改正ノミニ依リマシテハ、當ニ其目的ヲ達成スルコトガ頗ル困難デアリト許リデハナク、財界不況ノ今日ニ於キマシテ、木材關稅ヲ引上ゲマスルコトハ、一方ニ於キマシテ消費者デアリマスル全國國民、殊ニ庶民階級ノ負擔ヲ過重スル虞ガアリマス、故ニ、吾等ハ斯様ナ修正案ヲ提出致シタノデアリマス、少シク其理由ヲ申述ベテ見タイト存ジマス、山林ノ保護獎勵ノ對策ヲ講ジマスルニハ、先以テ何ガ故ニ現在我國ノ林業者ガ今日疲弊困憊ヲ致シテ居リマスルカト云フ原因ヲ、少シク研究シナケレバナラヌト思フノデアリマス、今日ノ林業者ガ疲弊困憊ヲ致シテ居ル原因ハ、固ヨリ多々アリマス、其主ナル原因ハ歐洲大戰中、當時ニ、我が財界ガ未曾有ノ好況ヲ呈シテ、森林熱ガ非常ニ盛デアリタノデアリマス、其際ニ於キマシテ、森林熱ガ盛デアリマスルカラ、非常ニ高ク山林ヲ賣買致シタノデアリマス、其後戰後財界ノ不況ニ際シマシテ、農村ニ於テ小作爭議ガ頻發ヲ致シタ、ソコデ地主ガ小作爭議ノ頻發ニ脅ヒマシテ、田地ヲ棄テマシテ森林ヲ買入レ、或ハ森林業ヲ副業トスル者ガ續出致シタノデアリマス、然ルニ段々財界ガ不況ニシタ結果ト致シマシテ、木材ノ價格モ低落致シマシタ、又一方ニ於キマシテ森林ニ對シマスル金融ノ途ガ殆ド杜絶ヲ致シタノデアリマス、此事柄ガ今日山林業者ガ疲弊困憊ヲ致シテ居リマスル主ナル原因デハナカラウカト思フノデアリマス、而モ政府當局ハ一定ノ林業政策ヲ樹テマシテ、今日林業者ガ困テ居ル所ノ窮狀ヲ救済スル所ノ途ヲ講ジ居ラヌノミナラズ、却テ林業者ヲ壓迫スルガ如キ方針ガ見エルノデアリマス、即チ昭和二年度ニ於キマスル内地材ノ伐採量ハ四千六百七十二萬餘石デアリマス、其中ニ於キマシテ國有林並ニ宮内省管理地ノ伐採總量ハ千七百六十萬石デアリマシテ、内地材伐採量ノ三割六分九厘ニ該當致シテ居ルノデアリマス、斯ノ如ク國有林ヲ多ク伐採サレマシテ、民有林ニ壓迫ヲ加ヘテ居リマスルノミナラズ、

樺太方面ノ山林ヲハ利權者ニ賣渡シマシタ結果ト致シマシテ、樺太方面カラ澤山ニ木ガ内地ニ移リマシテ、最近ニ於テ此餘額ニ鑑ミマシテ、政府ハ一定ノ制限ヲ拵ヘラレタヤウデアリマスルガ、兎ニ角モ國有林ノ此伐採ト樺太材ノ伐採ハ、内地ニ於キマスル所ノ林業者ヲ非常ニ壓迫致シテ居ルノデアリマス、然ルニ動モスレバ米材ガ澤山這入テ來ルカラ、内地材ノ價格ガ低廉ヲ來シテ、内地ノ林業者ヲ壓迫致シタヤウナ説ヲ爲サル、方ガアリマスルモ、今日内地材ノ價格ト申シマスルモノハ、米材ヲ基礎ト致シテ、其上ニ何割ト云フヤウナ價格ヲ付ケテ、内地材ノ價格ガ決定ヲ致シテ居ルノデアリマス、米材ノ輸入ニ依テ内地材ノ價格ガ變動シタヤウニハ、吾々ハ認ムルコトガ出來ナイノデアリマス、殊ニ米材ハ多ク賣テ居ルカラ、如クデアリマスルガ、大正十五年ニ於キマシテハ千六十五萬石、昭和二年ニ於キマシテハ千十四萬石デアリマシテ、内地ノ國有林ノ伐採量ヨリモ少イノデアリマス、斯様ナ點カラ申シマス、今日内地材ガ下落ヲ致シテ林業者ガ困テ居リマス、原因ハ、米材ノ輸入ニアラズシテ、政府ニ統一シタル所ノ林業政策ガ無イト云フコトガ、寧ろ大ナル原因デハナカラウカト思フノデアリマス

〔此時發言スル者多シ〕
○副議長(清瀨一郎君) 矢野君靜肅ニ願ヒマス
○前田房之助君(續) 木材ノ世界の飢饉ト申シマスルモノハ、三十四年間ニ迫テ居ルノデアリマス、我國ト致シマシテハ、來得ル限リ安價ノ木材ヲ外國カラ輸入致シマシテ、内地ノ山林ヲ伐採スルコトヲ當分止メテ、之ヲ休養スル所ノ時機デハナカラウカト思フノデアリマス、殊ニ關稅政策ト致シマシテハ、有ユル産業ニ對シテハ、幼稚ノ時分ニハ國家ノ力ヲ以テ之ヲ保護獎勵スルノガ當然デアリマシテ、是ガ一人前ニ發達ヲ致シタ時ニ於テ、初メ保護關稅ノ範圍ニ於テ、極メ輕微ノ保護政策ヲヤルト云フコトガ、關稅政策ノ根本方針デアリマシテ、政府當局モ此主義ハ御認ニナテ居ルノデアリマス、然ルニ何等林業政策モ確定シナイニ拘ラズ、茲ニ國民生活ノ上ニ相當影響ヲ及ボスガ如キ、高率ナル所ノ保護關稅ヲ課セラルト云フコトハ、洵ニ前後轉倒致シタ遺方ト申サナケレバ相成ラヌノデアリマス(拍手)以上私ハ大體ノ事ヲ申上ゲタデアリマス、此際政府當局トサレマシテハ、斯様ナ保護關稅ニ依テ庶民階級ヲ苦メルヨリモ、寧ろ林業政策ヲ確定セラレナケレバナラズ、林業政策ニ何ガ必要カト申セバ、先刻モ申上ゲマシタ如ク、我が林業者ガ最も困テ居ルノハ、金融ノ途ガ殆ド杜絶致シテ居ルカラデアリマス、大部分ハ殆ド金ヲ借入レルコトガ出來ナイ、今日勸業銀行ハ此森林ニ對シテ金ヲ融通スル役目ヲ取ルベキデアリマス、其實際ヲ見マスト云フト、僅ニ抵當森林ニ時價三分ノ一以内ヨリ貸サナイノデアリマス、ソレモ抵當物件ハ火災ナドノ起ル危險ガアリマス、非常ニ貸借ミヲ致シマシテ、今日勸業銀行ハ僅ニ二百五十萬圓シカ全國ニ向テ融通ヲ致シテ居ラヌト云フヤウナ狀態デアアルノデアリマス、是ニ於テカ

此森林ヲ抵當ニ致シマスニ付キマシテハ、抵當物ヲ確實ニ致シマス意味カラ致シマシテ、森林保險ヲ創定スル必要ガアルノデアリマス、勿論株式會社ニ於テ、二三ノ會社ガ森林保險ヲヤテテ居リマス、是ハ制限ガアリマシテ、率ガ非常ニ高クテ、殆ド有名無實デアアルノデアリマス、隨テ政府ト致シテ森林保險ヲ創定サレマシテ、擔保物ヲ確實ニシテ、サウシテ長期ニ互ル所ノ低利資金ヲ得シ、山林方面ニ御貸シナルト云フコトガ、今日林業者ヲ救フ上ニ於テ最も必要ナル遺方ト思フノデアリマス(拍手)斯ノ如ク山林保險ヲ創定シ、更ニ進ンデ林道ヲ開鑿サレ、更ニ運搬設備ヲ整備サレ、更ニ造林助成法ヲ講ゼラレテ、此合理ノ林業政策ニ依テ今日ノ窮狀ヲ御救ヒニナルト云フコトガ、最も必要デアラウト思フノデアリマス、吾々ハ保護關稅ニ依ルヨリモ、先ヅ政府當局ニ向テ、統一セル所ノ林業政策ヲ確立セラレンコトヲ望ンデ已マザル者デアリマス、以上私ハ大體本論ヲ申上ゲタデアリマス、少シク本質ノ欠缺ヲ指摘致シテ見タイト思フノデアリマス、此問題ハ國民ノ生活ニ非常ニ影響スル問題デアリマス、甚ダ御迷惑デアリマス、スケレドモ、暫クノ間御清聴ノ榮ヲ得タイト思ヒマス、第一ハ木材關稅ノ引上ニ依テ...

〔此時發言スル者アリ〕
○副議長(清瀨一郎君) 矢野君、ドウカ議席ヘ歸テ下サイ、サウシテ成ベク靜肅ニ願ヒマス、森保君モ靜肅ニ願ヒマス
○前田房之助君(續) 大正十二年ニハ指數ガ三〇〇デ、十九萬六千三百三十七步、十四年ニハ二二七デ、是ガ十八萬九千八百三十七步、昭和元年ニハ二〇三デ、十九萬三千二百十八步、統計ガ明ニ示シテ居ルノデアリマス、價格ガ安イカラト云フテ、必シモ濫伐ニ相成テ居ラヌ、ノミナラズ此統計カラ見マス、上カラ見マス、上ト云フト却テ濫伐ノ弊ヲ助長致シテ居ルノデアリマス、更ニ又木材ノ關稅ヲ引上ゲタナラバ、濫伐ハスルカモ知ラヌ、然レドモ、植林ガ殖エルト云フコトヲ説ク爲ス者モアルノデアリマス、先般モ委員會ニ於テ三土大藏大臣ハ、自分モ濫伐スル所ノ弊ハ認メヌデハナイ、濫伐ハスルケレドモ、後カラ直ク植林ヲスルカラシテ、森林ニハ好イ結果ヲ來スルト云フコトヲ申サナケレバ、併ナガラ是亦統計ノ上カラ見マス、左様ニハ相成テ居ラヌノデアリマス、ソレヲ申上ゲマスト云フコト、木材ノ價格ノ騰貴ハ必シモ植林ヲ促シテ居ラヌト云フコトガ、明瞭ニナルノデアリマス、即チ大正四年ノ木材ノ價格指數ヲ一〇〇ト致シ、植林モ同ジク一〇〇ト致シマス、大正五年ニハ指數ガ一一二、ソレノ植林ガ八一、大正六年ニハ指數ガ一一四、植林ガ七一、大正七年ニハ指數ガ一一七、植林ガ六八、大正八年ニハ指數ガ一二七、植林ガ六一、大正九年ニハ指數ガ一三八、植林ガ五二、大正十年ニハ指數ガ一三三、植林ガ五九、大正十一年ニハ指數ガ一三〇、植林ガ六一、大正十二年ニハ指數ガ一二七、植林ガ六八、大正十三年ニハ指數ガ一二二、植林ガ六四、大正十四年ニハ指數ガ一二七、植林ガ五九、昭和元年ニハ指數ガ一二三、植林ガ六二、斯様ナ統計ニ相成テ居ルノデアリマシテ、價格ガ上タカラト云フテ、植林ハ少シモ殖エテ居ラヌノデアリマス、更ニ私ガ申上ゲタイノハ、第三ノ理由トシテ、今日林業ニ從事致シテ居ル者ガ非常ニ多イ、隨テ多少木材ノ價格ハ上ルカモ知ラヌケレドモ、林業者ヲ救済スルト云フコトニナレバ、此

樺太方面ノ山林ヲハ利權者ニ賣渡シマシタ結果ト致シマシテ、樺太方面カラ澤山ニ木ガ内地ニ移リマシテ、最近ニ於テ此餘額ニ鑑ミマシテ、政府ハ一定ノ制限ヲ拵ヘラレタヤウデアリマスルガ、兎ニ角モ國有林ノ此伐採ト樺太材ノ伐採ハ、内地ニ於キマスル所ノ林業者ヲ非常ニ壓迫致シテ居ルノデアリマス、然ルニ動モスレバ米材ガ澤山這入テ來ルカラ、内地材ノ價格ガ低廉ヲ來シテ、内地ノ林業者ヲ壓迫致シタヤウナ説ヲ爲サル、方ガアリマスルモ、今日内地材ノ價格ト申シマスルモノハ、米材ヲ基礎ト致シテ、其上ニ何割ト云フヤウナ價格ヲ付ケテ、内地材ノ價格ガ決定ヲ致シテ居ルノデアリマス、米材ノ輸入ニ依テ内地材ノ價格ガ變動シタヤウニハ、吾々ハ認ムルコトガ出來ナイノデアリマス、殊ニ米材ハ多ク賣テ居ルカラ、如クデアリマスルガ、大正十五年ニ於キマシテハ千六十五萬石、昭和二年ニ於キマシテハ千十四萬石デアリマシテ、内地ノ國有林ノ伐採量ヨリモ少イノデアリマス、斯様ナ點カラ申シマス、今日内地材ガ下落ヲ致シテ林業者ガ困テ居リマス、原因ハ、米材ノ輸入ニアラズシテ、政府ニ統一シタル所ノ林業政策ガ無イト云フコトガ、寧ろ大ナル原因デハナカラウカト思フノデアリマス

〔此時發言スル者多シ〕
○副議長(清瀨一郎君) 矢野君靜肅ニ願ヒマス
○前田房之助君(續) 木材ノ世界の飢饉ト申シマスルモノハ、三十四年間ニ迫テ居ルノデアリマス、我國ト致シマシテハ、來得ル限リ安價ノ木材ヲ外國カラ輸入致シマシテ、内地ノ山林ヲ伐採スルコトヲ當分止メテ、之ヲ休養スル所ノ時機デハナカラウカト思フノデアリマス、殊ニ關稅政策ト致シマシテハ、有ユル産業ニ對シテハ、幼稚ノ時分ニハ國家ノ力ヲ以テ之ヲ保護獎勵スルノガ當然デアリマシテ、是ガ一人前ニ發達ヲ致シタ時ニ於テ、初メ保護關稅ノ範圍ニ於テ、極メ輕微ノ保護政策ヲヤルト云フコトガ、關稅政策ノ根本方針デアリマシテ、政府當局モ此主義ハ御認ニナテ居ルノデアリマス、然ルニ何等林業政策モ確定シナイニ拘ラズ、茲ニ國民生活ノ上ニ相當影響ヲ及ボスガ如キ、高率ナル所ノ保護關稅ヲ課セラルト云フコトハ、洵ニ前後轉倒致シタ遺方ト申サナケレバ相成ラヌノデアリマス(拍手)以上私ハ大體ノ事ヲ申上ゲタデアリマス、此際政府當局トサレマシテハ、斯様ナ保護關稅ニ依テ庶民階級ヲ苦メルヨリモ、寧ろ林業政策ヲ確定セラレナケレバナラズ、林業政策ニ何ガ必要カト申セバ、先刻モ申上ゲマシタ如ク、我が林業者ガ最も困テ居ルノハ、金融ノ途ガ殆ド杜絶致シテ居ルカラデアリマス、大部分ハ殆ド金ヲ借入レルコトガ出來ナイ、今日勸業銀行ハ此森林ニ對シテ金ヲ融通スル役目ヲ取ルベキデアリマス、其實際ヲ見マスト云フト、僅ニ抵當森林ニ時價三分ノ一以内ヨリ貸サナイノデアリマス、ソレモ抵當物件ハ火災ナドノ起ル危險ガアリマス、非常ニ貸借ミヲ致シマシテ、今日勸業銀行ハ僅ニ二百五十萬圓シカ全國ニ向テ融通ヲ致シテ居ラヌト云フヤウナ狀態デアアルノデアリマス、是ニ於テカ

此森林ヲ抵當ニ致シマスニ付キマシテハ、抵當物ヲ確實ニ致シマス意味カラ致シマシテ、森林保險ヲ創定スル必要ガアルノデアリマス、勿論株式會社ニ於テ、二三ノ會社ガ森林保險ヲヤテテ居リマス、是ハ制限ガアリマシテ、率ガ非常ニ高クテ、殆ド有名無實デアアルノデアリマス、隨テ政府ト致シテ森林保險ヲ創定サレマシテ、擔保物ヲ確實ニシテ、サウシテ長期ニ互ル所ノ低利資金ヲ得シ、山林方面ニ御貸シナルト云フコトガ、今日林業者ヲ救フ上ニ於テ最も必要ナル遺方ト思フノデアリマス(拍手)斯ノ如ク山林保險ヲ創定シ、更ニ進ンデ林道ヲ開鑿サレ、更ニ運搬設備ヲ整備サレ、更ニ造林助成法ヲ講ゼラレテ、此合理ノ林業政策ニ依テ今日ノ窮狀ヲ御救ヒニナルト云フコトガ、最も必要デアラウト思フノデアリマス、吾々ハ保護關稅ニ依ルヨリモ、先ヅ政府當局ニ向テ、統一セル所ノ林業政策ヲ確立セラレンコトヲ望ンデ已マザル者デアリマス、以上私ハ大體本論ヲ申上ゲタデアリマス、少シク本質ノ欠缺ヲ指摘致シテ見タイト思フノデアリマス、此問題ハ國民ノ生活ニ非常ニ影響スル問題デアリマス、甚ダ御迷惑デアリマス、スケレドモ、暫クノ間御清聴ノ榮ヲ得タイト思ヒマス、第一ハ木材關稅ノ引上ニ依テ...

〔此時發言スル者アリ〕
○副議長(清瀨一郎君) 矢野君、ドウカ議席ヘ歸テ下サイ、サウシテ成ベク靜肅ニ願ヒマス、森保君モ靜肅ニ願ヒマス
○前田房之助君(續) 大正十二年ニハ指數ガ三〇〇デ、十九萬六千三百三十七步、十四年ニハ二二七デ、是ガ十八萬九千八百三十七步、昭和元年ニハ二〇三デ、十九萬三千二百十八步、統計ガ明ニ示シテ居ルノデアリマス、價格ガ安イカラト云フテ、必シモ濫伐ニ相成テ居ラヌ、ノミナラズ此統計カラ見マス、上カラ見マス、上ト云フト却テ濫伐ノ弊ヲ助長致シテ居ルノデアリマス、更ニ又木材ノ關稅ヲ引上ゲタナラバ、濫伐ハスルカモ知ラヌ、然レドモ、植林ガ殖エルト云フコトヲ説ク爲ス者モアルノデアリマス、先般モ委員會ニ於テ三土大藏大臣ハ、自分モ濫伐スル所ノ弊ハ認メヌデハナイ、濫伐ハスルケレドモ、後カラ直ク植林ヲスルカラシテ、森林ニハ好イ結果ヲ來スルト云フコトヲ申サナケレバ、併ナガラ是亦統計ノ上カラ見マス、左様ニハ相成テ居ラヌノデアリマス、ソレヲ申上ゲマスト云フコト、木材ノ價格ノ騰貴ハ必シモ植林ヲ促シテ居ラヌト云フコトガ、明瞭ニナルノデアリマス、即チ大正四年ノ木材ノ價格指數ヲ一〇〇ト致シ、植林モ同ジク一〇〇ト致シマス、大正五年ニハ指數ガ一一二、ソレノ植林ガ八一、大正六年ニハ指數ガ一一四、植林ガ七一、大正七年ニハ指數ガ一一七、植林ガ六八、大正八年ニハ指數ガ一二七、植林ガ六一、大正九年ニハ指數ガ一三八、植林ガ五二、大正十年ニハ指數ガ一三三、植林ガ五九、大正十一年ニハ指數ガ一三〇、植林ガ六一、大正十二年ニハ指數ガ一二七、植林ガ六八、大正十三年ニハ指數ガ一二二、植林ガ六四、大正十四年ニハ指數ガ一二七、植林ガ五九、昭和元年ニハ指數ガ一二三、植林ガ六二、斯様ナ統計ニ相成テ居ルノデアリマシテ、價格ガ上タカラト云フテ、植林ハ少シモ殖エテ居ラヌノデアリマス、更ニ私ガ申上ゲタイノハ、第三ノ理由トシテ、今日林業ニ從事致シテ居ル者ガ非常ニ多イ、隨テ多少木材ノ價格ハ上ルカモ知ラヌケレドモ、林業者ヲ救済スルト云フコトニナレバ、此

多數ノ從業員ヲ救済スルコトニナルカラ、社會政策ト合致スルコトヲ政府ハ說明サレテ居ルノデアリマス、併ナガラ今日林業者ノ數ガ何ボアルカト申セバ、四百六十一萬二千八百八十二人アリマス、此四百六十一萬餘人ノ中デ小林業者ガ何ボアルカト申セバ、四百三十五萬二千五百八十一人、殆ド林業者ノ中デ九十四パーセント三十七マデガ小サナ林業者、其林業者ハドウデアアルカト申セバ、平均スルト僅ニ九段二步シカ持テ居ラヌノデアリマス、一町以下ノ林業者デアル、一町以下ノ林業者ガ九四三七「パーセント」ノ山林ヲ持テ居ル、然ルニ大林業者ハ何ボアルカト言ヘバ、數ニ於テ僅ニ一萬四千六百六十七人デアリマス（簡單簡單ト呼ブ者アリ）ソレ等ノ人ハ平均シテ百五十一町五十三ヲ持テ居ル、即チ林業者ハ四百六十一萬人以上モアリマスルケレドモ、其中ノ大部分、九割五分——九割五分モ一町以下ノ山林ノ所有者デアラ、大山ノ所有者ハ一萬四千六百六十七人デアリマス、而モ此小サナ林業者ハ難林カ若クハ幼稚林ヲ持テ居ルノデアリ、隨テ是等ノ人ニ對シマシテ、假令木材關稅ヲ引上デマシテモ、此大多數ノ小林業者ヲ益スルコトナクシテ、僅ニ一萬四千六百六十七人ノ大林業者ヲ益スルコトニ相成ルノデアリマス、決シテハ社會政策ノ見地ニ合致ヲ致シテ居ラヌノデアリマス、更ニ私ハ申上デタイノハ、今回ノ木材關稅ノ引上ニ依リマシテ、我が海運界ニ相當ナ影響ガアラウト思フノデアリマス、政府當局ノ説明ニ依リマシテ云フト、木材關稅ノ改正ニ依リマシテ二割五分減ルト稱シテ居ル、今日我國ノ海運業ハ非常ニ不況デアリマスルケレドモ、漸ク其餘喘ヲ保チ得ル所以ノモノハ、全ク此太平洋ニ於キマシテ大型船八艘ガ、此木材ノ運搬ニ從事シテ居リマスルカラ、今日ノ餘喘ヲ保チ得ルコトガ出來ルノデアリマス、而シテ一億圓ノ價格ノ輸入材ノ中デ運賃ハ約四割ヲ占メテ居リマス、四千萬圓ガ此木材ヲ運ブ運賃デアル、其中デ日本ノ船舶デ運シテ居リマスモノハ何ボアルカト申セバ、十分ノ六デアリマスルカラ、二千五百萬圓程運賃ヲ取テ居ルノデアリマス、此二千五百萬圓ガ二割五分減ルト云フコトニナリマス云フト、六、七百萬圓我ガ船舶ノ得ル所ノ運賃ガ減少スルコトニナ

リマシテ、ソレガ外國貸借ノ上ニ惡イ影響ガ來ルノデアリマス、斯ノ如ク木材關稅ノ引上ハ、我が海運業ニモ相當ノ影響ヲ及ボスモノデアリマス、ノミナラズ今回ノ木材關稅ノ引上ハ、外交ノ方面ニモ相當ナ影響ガアルノデナカラウカト云フコトヲ心配致シテ居ル者デアリマス、今日ノ東洋並亞米利加ノ關稅政策ヲ見マス云フト、口實ガアレバ——機會ガアレバ保護政策ヲヤラウト致シテ居ル、現ニ佛領印度ニ於キマシテモ、先般聲明致シタ如ク保護關稅ヲ課セルト云フコトニ致シテ居ル、又支那ノ如キモ機會ガアレバ保護關稅ヲヤラウト致シテ居ル、ノミナラズ亞米利加ニ於キマシテハ、先日モ申上デタ如ク、千九百二十二年ノ九月ニ於キマシテ、新關稅法ヲ發布ヲ致シタ際ニ、或ル國ガ亞米利加ノ商業ニ對シテ直接、間接差別ノ待遇ヲ加フル時ニ於テハ、亞米利加政府ハ其國ノ產物ニ對シテ、亞米利加大統領ハ布告ヲ發布致シテ、サウ致シテ從價五割若クハ其範圍內ニ於ケル所ノ新稅及附加稅ヲ課セルト云フコトヲ聲明致シテ居ルノデアリマス、今日之ヲ對岸ノ火災視スル譯ニハ參ラヌト思フノデアリマス、何トナレバ此木材、米材ノ產出致シテ居リマスル方面ハ、多年我國ト——所謂排日運動ヲヤツテ、國交上非常ニ惡イ所ノ思想ヲ懷イテ居リマスル所ノ人ノ住ンデ居ル方面デアルノデアリマス、此方面ニ生ズル生產物ノ木材ニ對シテ重稅ヲ課セルト云フコトニナリマス云フト、勢ヒ是等ノ地方ノ人心ヲ刺戟スルコトニ相成ルノデアリマス、現ニ先年木材關稅ノ引上ヲヤラウト致シタコトガ亞米利加ニ傳ハリマス、太平洋沿岸ニ於キマスル所ノ、此亞米利加ノ木材輸出ニ關係ヲ致シテ居ル者ガ一團トナデ、サウシテ對策ヲ講ジマシテ、排日運動ノ巨頭デアアル「ジョンソン」ヲ動カシマシテ、華盛頓ニ於テ非常ニ長イ所ノ聲明書ヲ發表致シタ、其聲明書ヲ直ニ日本ニ電報ヲ打リテ來タシタ、直ニ國交上非常問題ヲ起リ掛ケタシタコトハ、皆樣ノ御記憶ニ新ナ所デアラウト思ヒマス、斯様ニ非常ニ是等太平洋沿岸ノ木材輸出ニ從事致シテ居ル者ハ、日本ノ木材ノ此保護關稅ニ對シテ神經ヲ惱マシテ居ルノデアリマス、決シテ此復讐關稅ト申シマスルモノハ、對岸ノ火災視スル譯ニハ參ラヌト思フノデアリマス、ノミナラズ機會ガアレ

バ亞米利加ニ於テハ、日本人ノ漁業權、所有權ニ向テモ、何カ問題ヲ起サウトシテ居ル際デアリマス、今日此亞米利加ノ木材關稅ヲ引上ゲルト云フコトニ付テハ、政府ハ非常ニ慎重ナル態度ヲ執ルノ必要ガアラウト思フノデアリマス、斯ノ如ク外交ノ上ニ於テモ、吾々ハ將來ヲ憂慮致シテ居ルノミナラズ、輸出ニ於キマシテモ、今日原料材ヲ高ク致シマスカラ、日本カラ一箇年二千五百萬圓程海外ニ出テ居リマス、其輸出ノ上ニ於キマシテモ、多大ノ影響ヲ及スデアラウト思フノデアリマス、以上ハ輸出貿易ノ點ニ付テ申上デタノデアリマス、先日モ三土大藏大臣ハ、國際貸借ノ上カラ言テモ輸入ガ減レバ海關ニ結構デハナイカ、斯様ナ事ヲ申サレテ居リマスルケレドモ、關稅政策ト云フモノハ、一ツノ品物ノ輸入ガ多イカ少イカニ依テ、其良否ヲ判斷スルコトハ出來ナイノデアリマス、今日ノ如ク木材ガ上リマシテ云フト、他ノ物價モ上リテ來ル、他ノ物價ガ上リテ來マスト云フコトニナリマス、輸出貿易全體ノ上ニモ影響ヲ及スデアリマシテ、茲ニ二千萬圓位ノ輸入ガ減リマシテモ、他ニ惡影響ガ非常ニ多イノデアリマス、隨テ此間申サレタ三土サンノ御議論ト云フモノハ、其意味ニ於テ吾々ハ承認スルコトガ出來ナイノデアリマス、更ニ今申上デタ如ク一般ノ物價ガ上ル、今日金解禁ヲ爲スト云フコトガ必要デアリマス、際ニ、木材ノ價格ヲ上ゲラレテ、國民生活ノ必需品ニ上ゲラレタナラバ、他ノ物價モ相當影響ヲ致シテ、物價モ亦上ル虞ガアルノデアリマス、斯様ナ事ハ金解禁ヲ斷行サレルトニ於キマシテモ、私ハ相當ノ支障ヲ來スモノト認メテ居ル者デアリマス、更ニ私ハ一言最後ニ申上デマス、ガ、政友會ノ諸君並ニ政府當局ハ、民政黨ノ者ガ之ニ反對スルト云フコトハドウモ理窟ガ分ラヌ、關稅調查委員會ニ於テモ是ハ決議ニテ居ル、又屢、議會ニ建議案ヲ出シテ、是ガ通過ヲ致シテ居ルノデアリ、然ルニ今日反對サレルト云フコトハ理窟ガ立タヌト云フコトヲ申シテ居ラマスルケレドモ、吾々ハ衆議院議員ト致シマシテ、關稅調查委員會ノ決議ニ何等ノ束縛ヲ受ケル義務ハナイノデアリマス、又建議案ガ今日通過ヲ致シテ居リマシテモ、議會ニ於テ……

（此時發言スル者多シ）
○副議長（清瀨一郎君） 靜肅ニ願ヒマス
○前田房之助君（續） 縱令議會ニ建議案ガ出デ、ソレガ通過ヲ致シテ居リマシテモ、制定サレタ法律デモ時勢ノ推移ニ從テハ改廢ヲシナケレバナラヌ必要モアルノデアリマシテ、過去ニ於ケル所ノ建議案ナルモノニ對シテハ、吾々ハ束縛ヲ受ケル必要ガナイト云フコトヲ茲ニ申上デタキマシマス（此時發言スル者多シ）
○副議長（清瀨一郎君） 靜肅ニ願ヒマス
○前田房之助君（續） 新黨俱樂部カラ只今委員長報告ノ如キ希望決議ガ出タノデアリ、其希望決議ナルモノハ木材ノ關稅改正ニ限テハ、其細目ニ涉テ之ヲ見ルト不均衡ノ點ガ少クナイ、故ニ政府ハ調査致シテ次期議會ニ適當ナル案ヲ出セヨト云フ附帶決議ガ通過ヲ致シテ、政友會ノ諸君モ之ニ賛成ヲサレタノデアリマス、此附帶決議ノ意味ナルモノハ、本案ガ杜撰デアル、不完全デアルト云フコトヲ決議ノ上ニ立證シタモノト申サケレバナラヌノデアリマス（拍手）政府自ラ不完全デアル、不均衡デアルト云フコトヲ認メナガラ、本案ノ通過ヲ圖ラレト云フコトハ、全ク國民ニ對シテ私ハ不忠實ノ話デアラウト思フノデアリマス（拍手）自ラ不均衡デアルト認ムナラバ、何ガ故ニ一時之ヲ撤回致シテ、完全ナル案ヲ次期議會ニ御出シニ相成ラヌノデアリマス、斯ノ如ク委員會ニ於テ不均衡デアルト云フ決議ヲサレテ置キナガラ、本案ノ成立ヲ期セラレル所以ノモノハ、斯様ニ無理ヲセラレル所以ノモノハ、私ハ是ハ本案ノ提出ヲササタ動機ハ、山林ヲ保護スルニ非ズシテ、兩稅委議ノ爲ニ財源ヲ捻出スル必要カラ御出シニナタモノト思フノデアリマス（拍手）現ニ今回追加豫算ト致シマシテ千六百七百萬圓ノ金ガ要ル、ソレガ此案ガ成立スルカ、セウカ分リマセヌカラ、追加豫算六千七百萬圓ヲ出スコトガ出來ナイト云フ狀態ニ置カレテ居ルデハアリマセヌカ（拍手）此點カラ考ヘマスト云フト、委員會ニ於テ不均衡杜撰ナルモノトノ決議ヲ附セラレタニ拘ラズ、尙且ツ本案ノ通過ヲ圖ラレル所以ノモノハ、全ク森林保護ノ目的デナクシテ、兩稅委議ノ財源ヲ捻出スルガ爲ニ御出シニナタモノト吾々ハ認メザルヲ得ナイノデアリマス、左様ナ不純ナ動機カラ

御出シニナテ、庶民階級ニ非常ニ迷惑ヲ掛ケ、庶民階級ノ負擔ヲ加重スルガ如キ、社會政策ニ反スル所ノ惡影響ガアル所ノ本案ニ對シテハ、吾々ハ反對スルト同時ニ木材關稅ニ關シマスル所ノ部分ヲ削除致シタイト思フノデアリマス、同時ニ此朝鮮ノ特例ニ關シマスル分ハ、此木材關稅ガ改正サル、ト云フコトヲ前提ト致シテ御出シニナタノデアリマスルカラ、ソレニ關聯ヲ致シテ居リマスル部分ダケヲ削除致シタイト思フノデアリマス、願クハ修正案ニ對シマシコトヲ冀フ次第デアリマス(拍手)

○副議長(清瀬一郎君) 是ヨリ討論ニ入りマス、此討論ハ便宜、委員長報告賛成側ヨリ之ヲ許シマス——岩本武助君

〔岩本武助君登壇〕

○岩本武助君 私ハ本案ニ對シ賛成ノ意見ヲ有シテ居リマス、又只今民政黨ヨリ提出サレマシタ修正案ニ付テハ、反對ヲ致ス者デアリマス(拍手)諸君モ御承知ノ如ク、先ヅ此木材關稅案ヲ論議致シマスルニハ、我國ノ森林ガ如何ナル狀態ニアルカト云フコトヲ先ヅ斷定致シマシテ、サウシテ、此木材定率案ガ必要デアルト信ズルノデアリマス(拍手)何レノ國ニ於キマシテモ、其國ノ森林ト云フモノハ國土ノ保全、水源涵養、或ハ國民保健ノ上ニ於キマシテ最も肝要ナルコトハ、申上ゲル迄モアリマセヌ、我國ノ如キハ面積ノ六割以上ハ森林デアリマスルカラ、此意味カラ申シマシテモ、我國ノ森林ハ最も大切ナルモノデアルト思フノデアリマス(拍手)然ルニ近來此我國ノ山林ガ年々濫伐ヲ致サレマシテ、段々荒廢ニ傾キツ、アルコトハ明ナル事實デアリマス(拍手)此山林ノ荒廢致シマスルコトハ種々ノ原因モアリマスルケレドモ、此第一ノ原因ハ、目下我國ニ無制限ニ輸入サレツ、アリマスル所ノ外國材ガ大ナル影響ヲ及ボシテ居ルノデアリマス(拍手)諸君モ御承知ノ如ク、大正九年ニ木材關稅ノ大部分ガ廢止サレマスル共ニ、偶、世界第一ノ伐木中心ガ我國ノ對岸北米太平洋沿岸ニ現レマシテ、而モ一錢モ造林費ヲ費シテナイ大森林、其岸ニ密接致シテ居リマスルカラ、亞米利加ノ此伐木事業ト云フモノハ、此處ニ集リマ

シテ空前ノ大生産ヲ現シ、安イ木材ヲ無制限ニ我國ニ輸入サレマシテ、今日ハ如何ナル山間僻地ト雖モ此亞米利加材ヲ見ナイ處ガナイヤウニ相成リタルデアリマス(拍手)

是ガ爲ニ内地木材ノ山ノ價格ガ非常ニ下落致シマシテ、大正六七年ノ好況時代ニ較ベマスルト、其材價ガ半額以下ニ大下落ヲ來シタノデアリマス、ノミナラズ又一面ニ於キマシテ、此外材輸入商人ガ種々ノ思惑等ニ依リマシテ、木材ノ價格ガ非常ニ低落致シマシテ、其上ニ相場ノ變動ガ非常ニ甚シク相成リマシタカラ、數百年來我が林業家ガ苦心慘澹ヲ致シマシタ森林モ、其場所ト樹齡ニ依リマシテハ殆ド無價値ノ物ニ相成リタルデアリマス、ソレ故ニ我が山村今日ノ疲弊困憊ハ其極ニ達シマシテ、動トモ致シマスレバ自暴自棄ニ陥リ、父祖傳來ノ山林ヲ所謂食ハンガ爲ニ濫伐ヲ爲スノ已ムヲ得ザルニ立到リタルデアリマス、而モ此伐木ハ收支相償ヒマセヌカラ、造林ヲ怠リ、間伐又ハ其他ノ必要ナル手入ヲ中止スルコト云フ狀態ニ立到リタルデアリマス、而シテ此疲弊セル山村ノ經濟狀態ヲ救濟致シマスニハ、ドウ致シマシテモ先ヅ第一ニ木材關稅ノ引上ヲ要スルノデアリマス、ト共ニ又内地ノ森林ノ助成政策ヲ採ルト云フコトガ、是ト相俟テ必要ナルコトニ相成ルノデアリマス、今此木材關稅ヲ引上ゲルト共ニ、一面又政府ハ内地山林ノ助成政策ヲ行フ上ニ於キマシテ、本年度ノ事業費ヲ致シマシテ約七百二十萬圓ノ新規事業ヲ計上致シタコトハ、是ハ我國ノ林業界ヲ救済スルニ、稍、人意ヲ強クスルコト思フノデアリマス(拍手)

然ルニ民政黨ノ諸君ガ今回ノ關稅引上ニ依ル增收ノ六百五十萬圓ハ兩稅委讓ノ財源ナルトカ、若クハ追加豫算ハ是ガ通過シナケレバ出セナイノデアルト云フヤウナ御議論ハ、誣ユルノ甚シキモノト信ズルノデアリマス、前刻モ申シマシタ通り今回ノ木材關稅引上案ハ、我が山村ノ疲弊ヲ救濟致シマス上ニ最も緊急ヲ要スルモノト認メマスル第一ノ理由ト致シマシテ、外材ガ如何ナル狀態ニ依リテ輸入サレテ居ルカト云フコトヲ、先ヅ簡單ニ申述ベテ見ナケレバナリマセヌ、即チ此亞米利加材ハ大正八年迄ハ輸入總計ガ年々二、三十萬石デアリマシタガ、大正九年ニナテ九太、角材、割材ガ無稅トナリマシタ結果、同年ハ一躍八千萬石

價額千六百萬圓ニ達シ、以來累進的ニ増加致シマシテ、大正十三年ニハ千八百萬石、價額一億二千六百萬圓、昭和元年ニハ千八百萬石、價額九千六百萬圓、昭和二年上半年ニハ五百萬石、價額四千六百萬圓ト云フヤウナ狀況ヲ呈シテ居ルノデアリマス、此恐ルベキ壓倒的ノ外材ノ輸入ニ依リマシテ、年々我國ノ正貨ヲ一億圓内外失ヒツ、アリマスコトハ非常ニ大問題デアリマス、ト申シマスノハ、此一億圓ノ木材ハ例ヘバ棉花ヲ輸入シテ、之ヲ織物ニシテ外國ニ輸出スルカ、或ハ機械ヲ輸入シマシテ、之ニ依テ種々ノ工業的ノ物品ヲ作シテ、之ヲ輸出スルカ云フ風ナモノデナクシテ、唯間接的ニハ國民ノ生活ニ利益ガアルカハ分リマセヌガ、結局年々一億圓以上輸入致シマス木材ハ、其シマヒハ腐敗致シマスカ、若クハ消失スルヨリ外何ニモナイノデアリマス、ソレデスノ如ク木材ノ無制限ノ輸入ノ爲ニ、段々我が國幣賤價ノ不良ニナル一原因ヲ成シマスコトハ、是ハ爭フコトノ出來ナイ事實デアリマス、然ルニ反對論者ハ此關稅引上ニ依リテ内地材ガ値上リスレバ、我國ノ山林ハ濫伐サレルト云フコトヲ論議サレテ居リマス、伐レモノハ、年々輪伐トカ皆伐、若クハ間伐ニ依リマシテ、造林補植ヲ爲シ、ソノ生計ヲ立テ、居ルノデアリマスカラ、山元相場ガ今日ノ如ク暴落シテコソ濫伐ハ致シマスケレドモ、相當ニ採算ノ取レルヤウニナリマシタ以上ハ、其伐採シタル跡ヲ其儘放任セナイト云フコトハ、即チ我が山村ノ美風(拍手)又大正六、七年ノ財界ノ好況時代ニ於キマシテ、伐採面積ヨリ造林面積ガ少イカラ、即チソレハ濫伐ノ證據ダト申ス人ガアリマスケレドモ、是ハ所謂林業ニ經驗ノナイ方ノ言フコトデ、即チ植林ノ實際ト申シマスモノハ三箇年經テマシテ初メテ山ガ出來ルノデアリマス、故ニ大正九年後ニ於キマシテ我國ノ木材界ノ相場ハ非常ニ下落加致シマシタケレドモ、其造林ノ面積ノ増加致シテ居リマスコトハ、即チ價格ガ少イ上ニ對シテ補償ヲスルノ餘力ガアルト云フコトヲ、此表ガ示シテ居ルノデアリマスカラ、木材ガ相當上リマスレバ必ズ眞面目ナル林業家ハ造林補植ヲ爲スコトハ火ヲ賭ルヨリ明ナ事實デアリマス、又關

稅引上ヲ止メテ第一ニ山林ノ助成政策ヲ行ヘト云フ議論モアリマスケレドモ、是モ前申上ゲタ通りノ理由ニ依テ、今日我國ノ山林ノ狀態カラ申シマスナラバ、今年一年關稅ノ引上ヲ行ハナケレバ我國ノ山林ノ増殖ノ後レルコトハ、即チ三年後レルト云フ理由ニ相成ルノデアリマス、又反對論者ハ木材關稅ノ引上ハ國民生活ヲ脅威スルモノダト云フ議論ヲサレマスガ、是ハ即チ家賃ノ騰貴デアラウト思ヒマス、併ナガラ家賃ノ騰貴ト云フコトハ、必シモ木材ノ原料ト何等關係ガアリマセヌ、即チ木材ハ總建築費ノ十分ノ三シカアリマセヌガ、若シモ今回ノ増率ガ約一割ト致シマスナラバ、即チ建築費ニ及ボシマスモノハ木材十分ノ三ニ對シマスル百分ノ一シカ上ラナイノデアリマス、故ニ之ヲ以テ國民ノ負擔過重デアルト云フコトハ、論議スルノ根柢ガナイト思フノデアリマス(拍手)又此關稅引上ハ我が少數ノ山林家ヲ益スルモノデアラ、社會政策ニハ反スルモノデアルト云フ御議論モアリマス、併シテ現在我國ノ山林ノ所有者ヲ調べテ見マスルト、前刻前田君ガ表サレマシタケレドモ、是ハ不幸ニシテ私ノ調査致シマシタ表ト相反シマスルガ、政府ノ表ニ依テ見マスレバ、山林五反未滿五町步マデノ所有者數ガ四百三十五萬戸デアリマス、前田君ハ之ヲ「人」ト言フテ居リマス、又五町步以上五十町步ノ所有者ハ二十四萬五千戸デアリマス(拍手)五十町步以上三百町步ノ山林家ハ僅二萬四千六百十戸デアリマス、故ニ概計致シマシテ四百六十萬戸デアリマス、此統計ニ依テ見マスレバ、決シテ少數ナル者ノ利得デアリマセヌ、一戸平均三人ト計算致シマシテモ、約一千五百萬人、之ニ造林、製材等ニ從事致シマスル勞働者百五十萬人ヲ加ヘマスルナレバ、一千六百萬ノ國民ヲ救濟シ、一面ニ於テハ國家百年ノ大計ヲ確立スル立派ナ社會問題ヲ解決スルノデアリマスルカラ、此意味ニ於テ此事ニ反對スル諸君ハ、即チ反對セシマシテ爲ノ反對デアリマス(拍手)又前田君ハ歐羅巴大戰當時ニ非常ニ山林家ガ恩恵ヲシテ、サウシテ其跡ガ今ニナッタンダト云フ御議論デアリマスケレドモ、成程歐羅巴戰爭ノ時ニ於テハ、所謂我國ノ眞ノ森林業家ト云フ者ニアラズシテ、他ノ人々ガ資力ノ餘分ヲ以テ、山ガ値ガ高

物ハ堆積シテ却テ林業家ノ損ト云フコトニ相成ルノデアリマス、ソレガ爲ニハ寧ろ生産費ヲ引下ダテ需要ノ大ニ振興スルト云フ策ヲ講ジナケレバナラヌ、申ス迄モナク材木ニ代ルベキ代用品ガ幾ラモアリマス、若シ材木ノ價格ガ單リ上リマシタナラバ、其代用品ニ壓倒サレルト云フコトハ申ス迄モナイノデアリマス、之ヲ要スルニ一例ヲ申シテ見レバ「サワラ」ノ手桶ニ代ユルニ「トタン」ノ「バケツ」ヲ以テシ、或ハ杉ノ板ニ代ユルニ「トタン」板ヲ以テ利用スルガ如キモノハ其一例デアリマス、更ニ此關稅案ノ中ニハ潤葉樹ニ關スルコトハ何モアリマス、内地ニ於テ針葉樹ヲ保護スル上ニ於テモ、此關稅ノ效果ガ多少アリマセウトモ、國內ニ於ケル所ノ森林ヲ扱フ森林業者トスレバ、最も必要ナルモノハ潤葉樹デアリマス、潤葉樹ガ十四億六千万石アルト云フノデアリマス、ソコデ針葉樹ハ七億六千万石、然ラバ三分ノ二ヲ持シテ居ル所ノ潤葉樹ニ對シテ相當ノ保護獎勵、是ガ振興ヲ期シ、是ガ販路ヲ求メルト云フコトノ施設ヲ爲サナケレバナラヌ、其他ニモ種々ナル施設ガアリマセウガ、大要以上ノ如キ最も重要ナル問題ニ對シテ、何等ノ方法ヲ講ジテナイノデアリマス、之ヲ政府ニ質シマスト、政府ノ言フニハ、何レモ考慮中デアルト云フ旨ヲ申サレマシタガ、何等積極のニ之ニ對スル方法ヲ確立シテ居ラナイト云フコトハ明デアリマス、左様ニ致シマスト、一面ニ關稅ヲ引上ゲマシテモ、一面ニ於テ内地ニ於テ是等ノ森林業者保護ノ施設ガナケレバ、要スルニ車ノ兩輪ノ一輪ヲ缺イタガ如キ感覺ガアリマスカラ、之ヲ要スルニ此案ハ不備ナ點ガアルト云フコトハ、已ムヲ得ナイノデアリマス、併ナガラ只今之ヲ暫定的ニ贊成ヲ致シマスト致シマシテモ、其内容ニ於テハ不公平ナル所アレバ、之ヲ匡正スルコトハ當然デアリマス、何處ガ不公平デアルト申シマスナラバ、此中ニ原料材ト製材トノ區別ニ付テ、其課稅ニ公平ヲ失シテ居ルノデアリマス、ソレハ何デアラカシ申シマスレバ、御承知ノ通り日本ハ原料ノ乏シイ國デアリマスカラ、海外ヨリ原料ヲ輸入シテ、ソレニ加工致シテ、之ヲ職工勞役者ノ生活ノ資料ニ致スト云フコトハ當然ノ事デアリマス、然ルニ本案ニ依リマスレバ、其職工勞役者ノ生活ノ資料トナルベキ所ノ

原料ニ限リ、重稅ガ課セラレタル、サウシテ製材シタルモノニ比較的輕イ課稅ガ課シタル、此所以ヲ尋ネマシタ所ガ、是ハ要スルニ昭和二年度ノ輸入總數量ニ對シテ輸入總金額ヲ以テ除シタルモノヲ以テ平均價格トシ、ソレヲ從價ト致シテ從量稅ヲ加算シタルモノナルト云フコトデアリマス、而シテ是ガ分類ヲ致スコトハ頗ル困難ナルコト、ナルト云フコトデアリマス、之ニ對シテ若シ之ヲ分類致シマセズケレバ、高イ物ハ五十八弗、安イ物ハ八十八弗、此間開キノ四十弗モアル物ヲ之ヲ平均スルト云フコトハ如何ニモ不當デアル、此點ニ付特色取調ベマシタル結果、其分類ヲスルノニ最モ安キ物ニ止メタラドウデアルカ、是ニ於テ吾々ハ修正案ヲ提案ヲ致シタルデアリマス、即チ此稅番ノ六百十二號、己ノ三ノ「二」政府案ノ每立方「メートル」三圓三十錢ヲ二ツニ分類ヲ致シマシテ、「二」ノ、制材每立方「メートル」五圓三十錢、「二」ノ、九材每立方「メートル」二圓二十五錢、「二」ノ、二ツニ分類ヲ致シマシタルハ、九材ハ圓イモノ、制材ハ三角ナモノデアリマスカラ、此位ナ分類ハ何人ニ於テモ出來ルデアラウ、而モ九材ノ方ハ平均二十二弗、制材ハ平均四十六弗、斯様ニ平均率ヲ見マシテ、同ジク一割二分五厘ノ基礎ト致シマシタル所ノ從量稅ヲ課スルト致シマスレバ、以上ノ通りニ相成ルノデアリマス、左様致シマスレバ、工場ノ原料タル所謂勞働者ノ生活ノ資料トナル所ノ原料材ニ安クシテ、高級品ニ高クナルト云フコトデアリマス、高價品、聊カ此案ノ面目ヲ直シテ、公平ヲ保ツコトヲ得ルト信ジタルデアリマス、ケレドモ、是ガ遂ニ贊成ヲ得ルコトガ少數デアリマシタ爲ニ、否決トナリマシタコトハ遺憾デアリマス、ケレドモ、已ムヲ得マセズ、然ラバ如何致スカト申シマスレバ、已ムヲ得マセズ、今日斯ノ如キ不公平ナル案ヲ致シ、而モ且ツ車ノ兩輪ノ一輪ヲ缺キタルモノヲ通過致サセマスヨリハ、寧ロ前田君ノ修正提案ニ贊成ヲ表シテ、反對ヲ致シタル方ガ却テ利益ナリ、而シテ更ニ政府ハ調査ノ上デ、完全ナル提案ヲ求ムルコトガ至當ナリト信ジタ次第デアリマス、而シテ申上ゲル迄モアリマセヌガ、木材ノミナラズ總テ物品ハ高イカラ必ズ儲カル、高イカラ賣レルト云フヤウナコトニ御考ニナルコトハ、大ナル

間違デアリマス、水ノ低キニ向テ流レルガ如ク、安キ國ノ物價ガ高イ國ニ入り、物價ノ高イ國ノ金ガ安イ國ニ向テ流出スルコトハ當然ノコトデアリマス、然ラバ斯ノ如キ物價引上ニ依ツテ一時ノ利益ヲ圖ル政策ヲ御執リニナリマシタナラバ、何時ニナテ國際貸借ノ改善ヲ得ルコトガ出來マセウカ、又斯様ナ政策ヲ御執リニナルナラバ、益、物價ノ高キ國民ハ生活難ニ苦シムノデアリマス、寧ロ物價ハ引下ゲテ、需要ヲ振興シテ、産業ヲ振興セシメテ、之ニ依テ初メ國民ノ生活安定ヲ得ルノデアリマス、然ルニ政府ガ財政ノ緊縮ヲセズ、金利ノ引上ヲ爲サズ、金輸出ノ解禁ヲ爲サズ、國際貸借ノ改善ニ意ヲ用ヒズ、唯一時ヲ糊塗シテ、國民大衆ノ利益ヲ思ハズシテ、一部少數者ノ利益ヲ圖ルコトハ、私ニ於テハ決シテ國策トシテ執ルベカラザルモノデアルト信ズルノデアリマス、此關稅引上ニ依テ、既ニ新聞紙上傳ヘル所ニ依レバ秋田林產會社ハ四十萬圓ノ利益ガアルト云フコトデアリマス、斯様ナ一部ノ者ニ利益ヲ與ヘルト云フコトハ、斷ジテ私ハ反對ヲセザルヲ得ナイノデアリマスカラ、此事ヲ申上ゲテ降壇スル次第デアリマス

○副議長(清瀨一郎君) 討論ハ之ヲ以テ終結致シマシタ、茲ニ森保祐昌君ヨリ議事進行ニ付キ發言ノ要求ガ提出サレテ居リマス、議長ハ之ヲ許サナケレバナリマセヌ——森保君

○森保祐昌君 只今議場ハ定足數ヲ缺イデ居リマスカラ、之ヲ以テ散會セラレンコトヲ望ミマス

〔「缺イテ居ナイ」「アル」「アル」ト呼ヒ其他發言スル者多シ〕

○副議長(清瀨一郎君) 議長ニ於テ計算ヲサセテ居リマス

○森保祐昌君 只今定足數ヲ缺イテ居リマス

〔「アル」「アル」ト呼ヒ其他發言スル者多シ〕

○副議長(清瀨一郎君) 計算中デアリマス——只今計算中デアリマス

〔此時發言スル者多シ〕

○副議長(清瀨一郎君) 靜肅ニ願ヒマス——靜肅ニ願ヒマス——今書記官長ヲシテ正式ニ計算セシメマシタ、定足數ハアリマス(拍手)是ヨリ採決ニ入りマス、兩案ノ

中先ヅ關稅定率法中改正法律案ニ付キ採決スルノデアリマス、而シテ此案ニ關スル勝君外二名提出ノ修正案ニ付キ先ヅ採決ヲ致シ、亞イデ本案ノ採決ヲ致シマス、勝君外二名提出ノ修正案ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔贊成者 起立〕

○副議長(清瀨一郎君) 起立少數ト認メマス、仍テ修正案ハ否決サレマシタ、次ニ本案ノ委員長報告ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔贊成者 起立〕

○副議長(清瀨一郎君) 起立多數(拍手)本案ハ委員長報告ノ通り可決致シマシタ、是ヨリ大正九年法律第五十三號中改正法律案ニ付キ採決スルノデアリマス、而シテ勝君外二名提出ノ修正案ニ付キ先ヅ採決ヲ致シ、次ニ本案ニ付キ採決ヲ致シマス、勝君外二名提出ノ修正案ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔贊成者 起立〕

○副議長(清瀨一郎君) 起立少數ト認メマス、仍テ修正案ハ否決サレマシタ、次ニ本案ノ委員長報告ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔贊成者 起立〕

○副議長(清瀨一郎君) 起立多數、本案ハ委員長報告ノ通り可決致シマシタ(拍手)是ニテ兩案ノ第三讀會ハ終了ヲ致シタルデアリマス

○原惣兵衛君 直ニ兩案ノ第三讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

〔贊成「贊成」「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(清瀨一郎君) 別ニ御異議ナイト認メマス、仍テ兩案ノ第三讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

關稅定率法中改正法律案 第三讀會
大正九年法律第五十三號中改正法律案
〔關稅法等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ關スル件〕 第三讀會

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(清瀨一郎君) 別ニ御發議モアリマセヌ、兩案ノ委員長報告ニ贊成ノ諸君ハ起立

〔贊成者 起立〕

○副議長(清瀨一郎君) 起立多數ト認メマス

〔「拍子」仍テ兩案ハ可決確定ヲ致シマシタ

○原惣兵衛君 會期切迫議案堆積ノ折柄デアリマスカラ、明日ハ特ニ本會ヲ開カレ審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

〔「異議ナシ」「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(清瀨一郎君) 原君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」「異議アリ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(清瀨一郎君) 御異議ガアルヤウデアリマス、仍テ採決ヲ致シマス、原君ノ動議ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔贊成者 起立〕

○副議長(清瀨一郎君) 起立多數ト認メマス、仍テ明日ハ定刻ヨリ本會議ヲ開キマス

○原惣兵衛君 殘餘ノ日程ハ延期シ、本日ハ是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス

〔贊成「贊成」「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(清瀨一郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本日ハ是ニテ散會致シマス、次回ノ日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス

午後八時一分散會

頁	段	行	誤	正
七〇五	一	二三	會期切迫	會期切迫
同	四	一三	養魚池	養魚池
七〇六	三	二九	普通ノ寶收	普通ノ寶收
同	二	四	増減	増減
七〇七	一	一七	自給	自給
同	四	七	眞底	眞底